

公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

(令和 4 年 12 月一部改訂)

徳島県石井町

目次

第1章	本計画の趣旨	1
	1 はじめに	1
	2 本計画の位置づけ	3
第2章	石井町の概要	4
	1 位置と地勢	4
	2 人口の動向と将来予測	5
	3 財政状況	6
第3章	公共施設の現状及び将来の見通し	8
	1 施設整備状況	8
	2 試算条件	13
	3 ハコモノの将来更新費用推計	14
	4 ハコモノ+インフラの将来更新費用推計	15
第4章	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	16
	1 基本方針について	16
	2 維持管理方針	17
	3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	26
	4 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み	27

目次

第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	29
	公共建築物（ハコモノ）	
	① 町民文化系施設	30
	② スポーツ・レクリエーション系施設	32
	③ 産業系施設	33
	④ 学校教育系施設	34
	⑤ 子育て支援施設	38
	⑥ 保健・福祉施設	41
	⑦ 行政系施設	43
	⑧ 公営住宅	46
	⑨ 公園	48
	⑩ 供給処理施設	50
	⑪ その他	51
	インフラ施設	
	⑫ 道路、橋りょう、その他	52
	⑬ 水道事業施設	53

第1章 本計画の趣旨

1 はじめに

公共施設等（役場庁舎や学校等の公共施設及び道路・橋りょう、水道管等のインフラ施設）の老朽化・更新問題が大きな社会問題になっています。

【公共施設等の老朽化問題】

わが国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋りょう等のインフラ設備の建築、整備が進められてきました。その当時から建設された公共施設等の建築年数が30年以上経過し、耐用年数が切れ、この先、大規模改修や修繕、建替えが必要となってきています。公共施設等の老朽化による壁や天井の崩落、道路の陥没、さらに橋りょうの落橋は、全国各地で発生しています。本来、住民及び利用者に対して、快適な行政サービスを提供し、豊かな社会生活を送る一助となる公共施設等が、人命に危害を及ぼす恐れのあるものになっています。これを受け、本町においても、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを実施していきます。

【問題解決への取組】

このような公共施設等の問題に対して、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進行する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」という認識のもと、同年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月に、各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請されました。本町においても、これらの課題に対して重要な取組と考え、公共施設等総合管理計画(以下、「本計画」という。)の策定に取り掛かりました。

【老朽化施設の更新問題】

老朽化した公共施設等は、適切に修繕や改修、建替え更新等を実施しなければ、安全に使うことはできません。しかし、建替え等には、老朽化の状況や施設の規模にもよりますが、多額の費用が必要となります。しかし、今後、全国規模で進行している少子高齢化、人口減少を受け、税収減・扶助費増が見込まれます。その結果、公共施設等の建替え等に必要な予算を充てることができなくなる可能性があります。これは、本町に限らず、日本全国のどの自治体も直面している問題です。

そのため、本町では、これらの問題に対して、公共施設等を将来的に適切に、かつ安全に使用できるよう、財政面を考慮しながら、公共施設等のマネジメントを実施します。

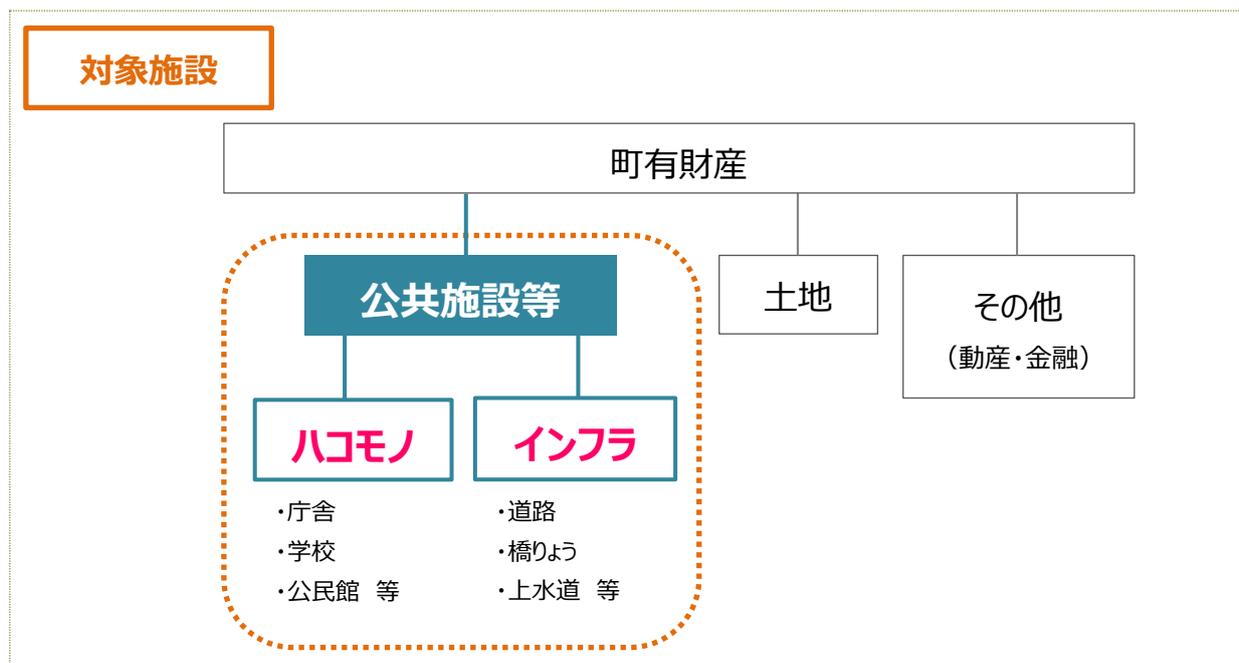
【計画期間】

本計画期間は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とします。

なお、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても適宜見直しを行うものとします。

【対象施設】

本計画は、町有財産のうち「ハコモノ」と「インフラ」を対象とします。

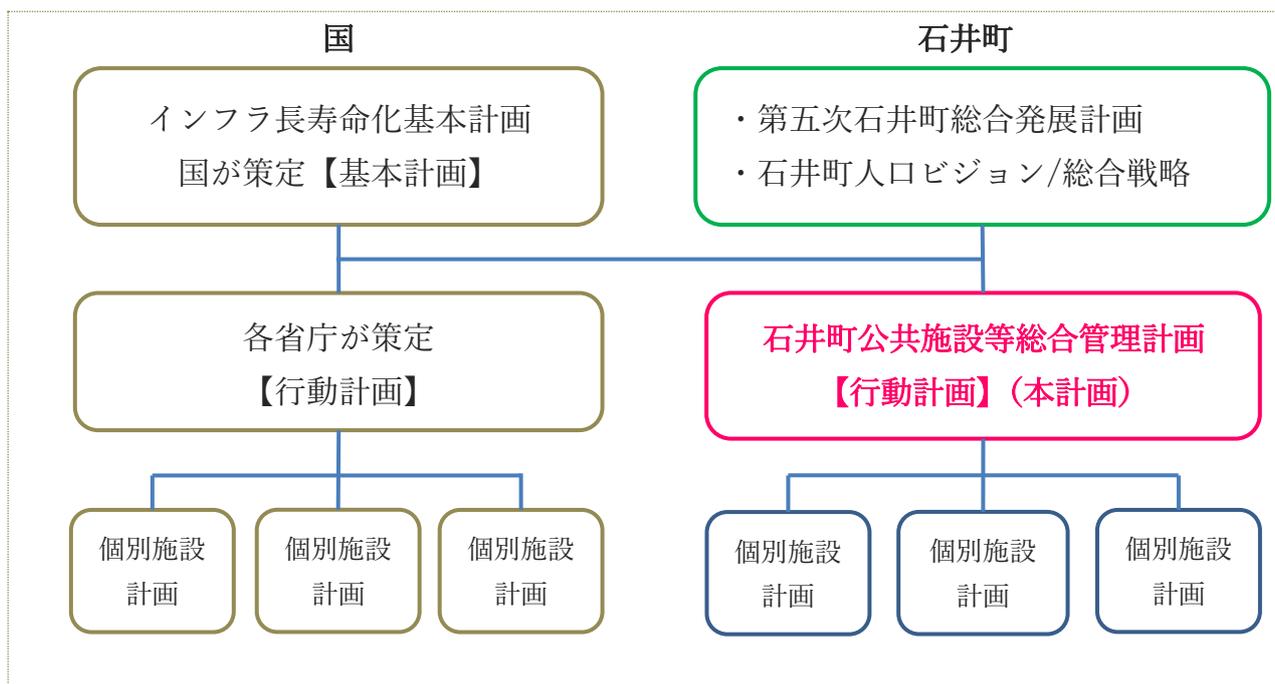


2 本計画の位置づけ

本計画は、総合発展計画に位置づけられた行財政改革の重要な柱と位置づけします。

本計画は、国（総務省）より要請された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日）」を受け、本町の公共施設や道路、橋梁等のインフラ施設の今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして位置づけます。また、本計画は、本町の最上位計画である「第五次石井町総合発展計画」及び「石井町人口ビジョン/総合戦略」の理念のもと、その他のまちづくりや公共施設等に関連する計画や施策等と連携し、今後の公共施設等に係る取組の方向性を示す分野横断的な計画とします。

本計画は、本町の行財政状況などを総合的に鑑みながら、公共施設等を総合的に管理するための計画であり、建物やインフラ施設にかかる個別の計画を包括する基本的な方針を定めるものです。



第2章 石井町の概要

1 位置と地勢

●位置・地勢

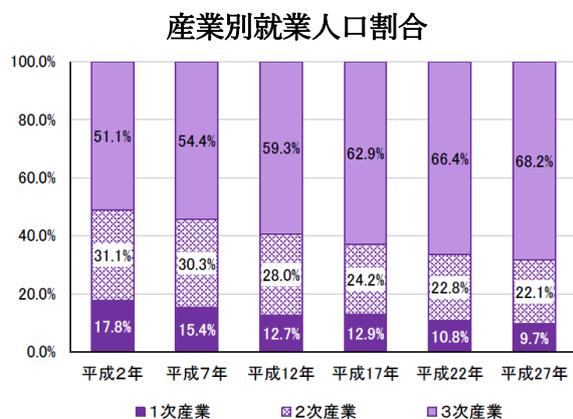
本町は、徳島市の西に隣接し、地形は東西約6キロメートル、南北5.5キロメートルの方形で、面積28.85平方キロメートルであり、吉野川がもたらした肥沃な平地と標高200メートル前後のなだらかな山地や丘陵地からなり、全面積の約4割が農耕地で、林野は一割にも満たしません。

昭和30年3月、旧石井町と浦庄・高原・藍畑・高川原村の一町四村が合併して成立しました。

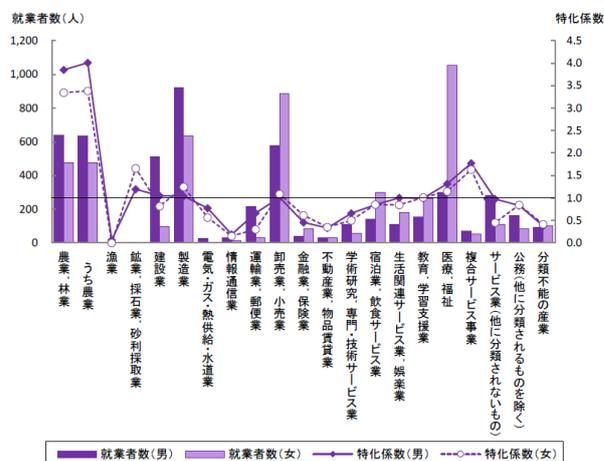
(石井町HP参照)

●産業構造

産業別就業人口割合は、いずれの年も3次産業が最も高く、年々増加傾向となっている一方、1次産業、2次産業は減少傾向となっています。男女別の就業者数は、男性では製造業が最も多く、女性では医療・福祉が最も多くなっています。特化係数¹についてみると、農業が男女ともに高くなっており、本町の主幹産業といえます。



男女別産業別就業人口及び特化係数の状況



資料：国勢調査

(第五次石井町総合発展計画 16頁参照)

¹ 自治体の就業者全体に占める産業別の構成比を、全国の産業別構成比で除した数値。特化係数が「1」を超える産業は、全国平均と比較して就業者数が多いことになる。特化係数が高い産業ほど、本町における就業者が多く、本町の特徴を示す産業であるといえる。

2 人口の動向と将来予測

本町における昭和 55 年～平成 22 年の年齢 3 区別の人口構造の推移についてみると、年少人口（0～14 歳）比率は 22.0%から 13.2%に減少したのに対し、高齢化率は 11.7%から 25.8%に増加しており、本町においても少子高齢化が進行しています。

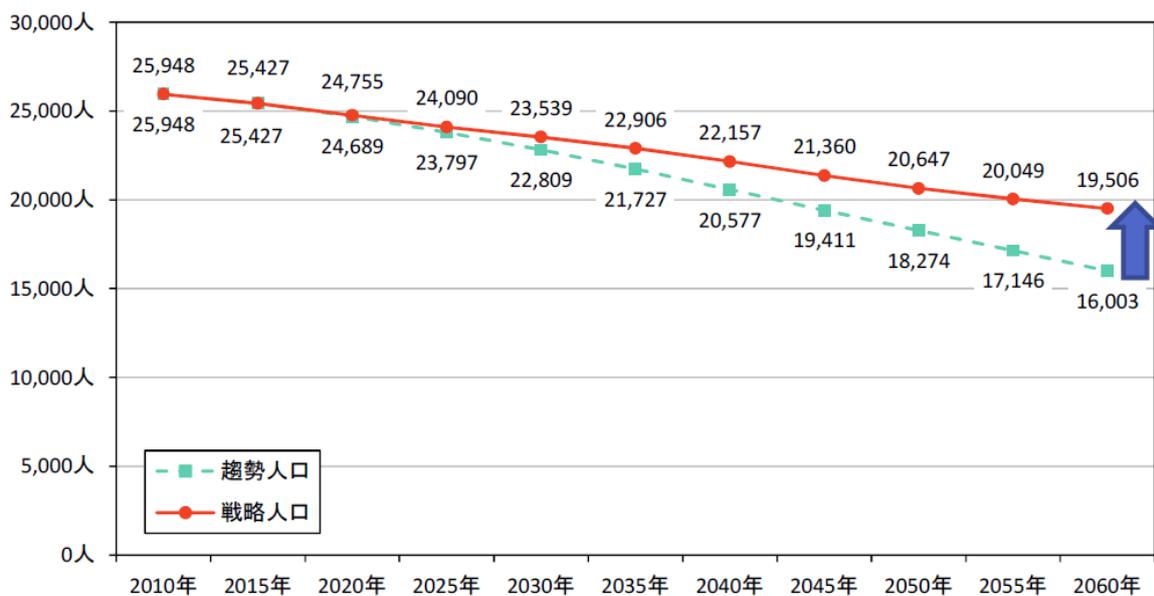
こうした人口減少は、若者人口を中心とする町外転出や長期的な少子化傾向、さらには、人口構造の高齢化に伴う死亡者数の増加等が主な原因となっています。

「石井町総合戦略」に先立ち策定した「石井町人口ビジョン」においては、こうした人口動向が続いた場合、令和 22（2040）年の本町の人口は約 20,600 人、さらに令和 42（2060）年には約 16,000 人まで減少する見通しであることを示しています。

人口規模の過度の減少は、地域における消費活動を減退させるだけでなく、労働に従事する人口も減少することから、結果として地域における経済規模が縮小し、日常生活における様々なサービス・利便性が低下していくとともに、こうした都市機能・生活機能の低下により、さらに人口の転出を促すという悪循環に入り込むことが危惧されるところです。

このような人口問題に対して、「石井町人口ビジョン」では令和 42 年における戦略人口として、「19,000 人～20,000 人」の人口規模を目指すことを掲げました。

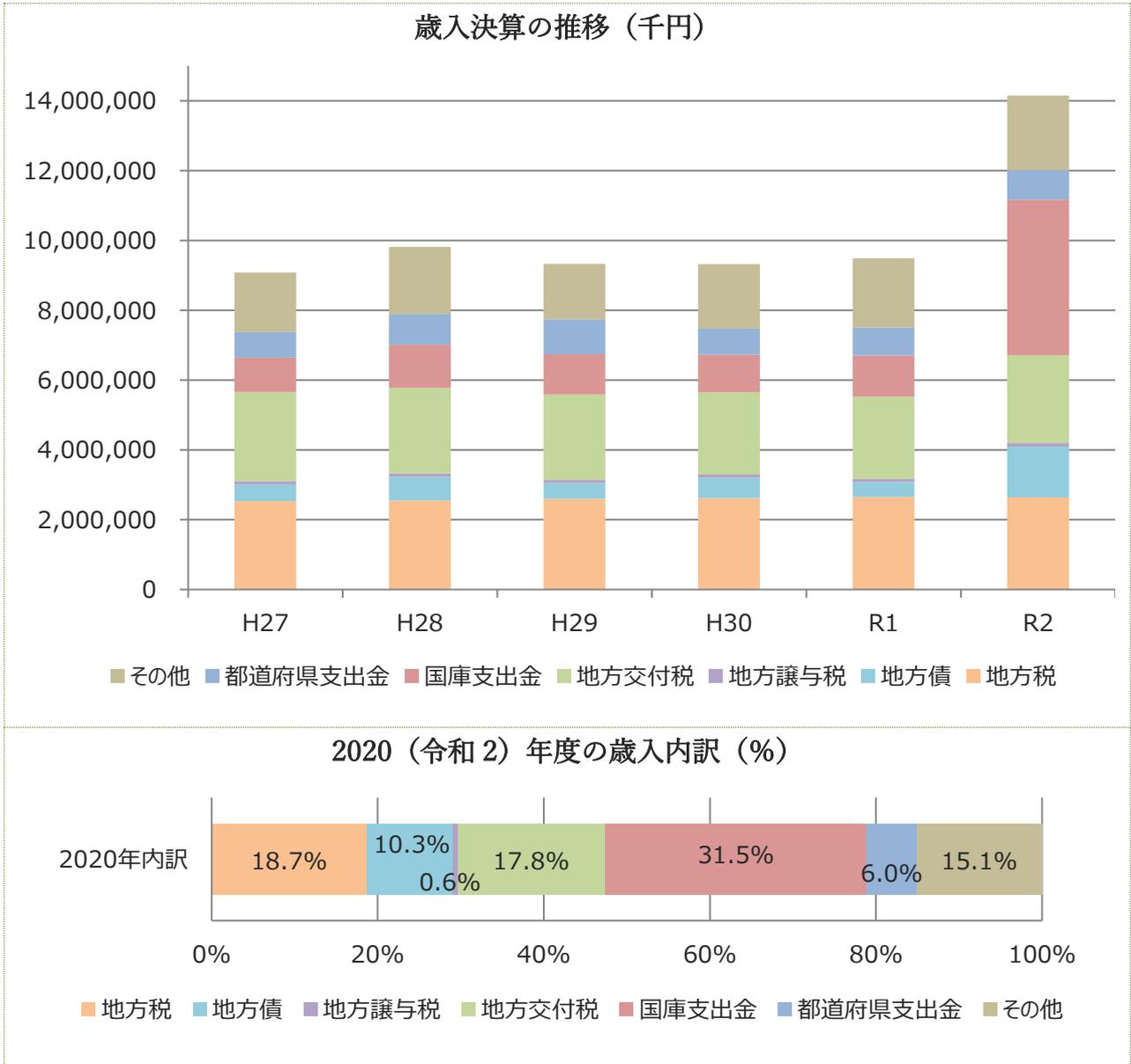
【石井町の戦略人口】



(石井町総合戦略 2～3 頁及び人口ビジョン参照)

3 財政状況

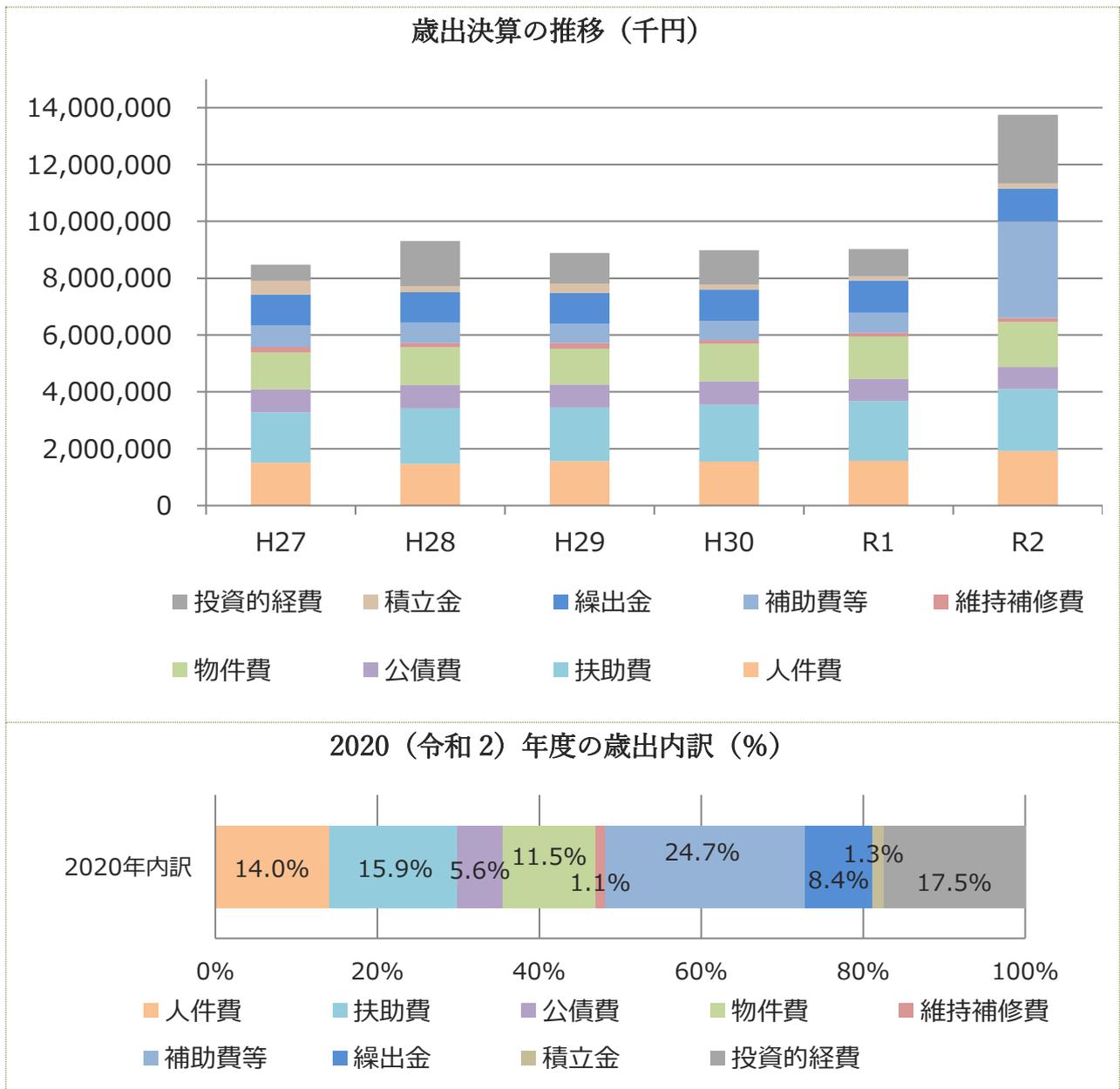
●歳入状況（普通会計）



本町の財政状況としては、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、令和元年度で 0.53（類似団体平均 0.67）となっています。また、地方自治体における一般財源の規模に対する公債費の割合を示す実質公債費比率については、同年度で 5.7%となっており、中長期的視野での財政運営を行っていく必要があります。加えて、依然として地方交付税や国・県支出金に依存している状況が続き、国の動向に左右されやすい脆弱な体質が続いています。

令和 2 年度の国庫支出金が大きくなっていますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、特別定額給付金（給付事業費・事務補助金）等の影響を受けています。

●歳出状況（普通会計）



歳出を目的別に分類すると、予算がどの分野にどれだけ配分されているかがわかります。

令和2年度の歳出のうち内訳を見ていくと、補助費等が24.7%、投資的経費が17.5%、扶助費が15.9%、人件費が14.0%の順に大きくなっています。

補助金等には、新型コロナウイルス対策関連の費用が含まれています。また、投資的経費には、公共施設の建設や用地取得に関する費用である「普通建設事業費」が含まれています。今後は、高齢化に伴う社会保障費の増大に加え、施設の建替えや修繕が発生してくるため、費用の増加が懸念されます。発生する費用を補填できる財源を確保できるよう努める必要があります。

第3章

公共施設の現状及び将来の見通し

1 施設整備状況

本計画では、本町が対象とするすべての公共施設を、ハコモノとインフラにわけます。

また、それらの区分をさらに機能別に分類し整理を行いました。なお、公共施設等の整備状況は令和2年度末の本町が管理する整備データを使用しています。加えて、これらの築年別整備状況、将来の更新費用の推計結果を掲載していますが、その算定には、公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人「地域総合整備財団」）を参照しています。

●ハコモノ²

	施設分類	本町の主な施設例	延床面積 (㎡)
1	町民文化系施設	集会施設（公民館、集会所）	7,097.15
		文化施設（公会堂）	
2	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設（体育館等）	1,153.97
3	産業系施設	産業系施設（農業構造改善センター）	1,991.23
4	学校教育系施設	小学校、中学校	43,954.60
		その他教育施設（給食センター）	
5	子育て支援施設	幼稚園、保育所	6,375.58
		児童施設（学童保育所）	
6	保健・福祉施設	高齢者福祉施設（老人福祉センター）	1,332.39
		保健施設（保健センター）	
		その他施設（隣保館）	
7	行政系施設	庁舎等（役場）	8,044.70
		消防施設（消防団詰所）	
		その他行政系施設（水防倉庫）	
8	公営住宅	町営住宅 教職員住宅 小集落地区改良住宅	15,559.63
9	公園	公園（公園便所等）	4,486.66
10	供給処理施設	供給処理施設（清掃センター等）	6,566.82
11	その他	その他	79.86
		合計	96,642.59

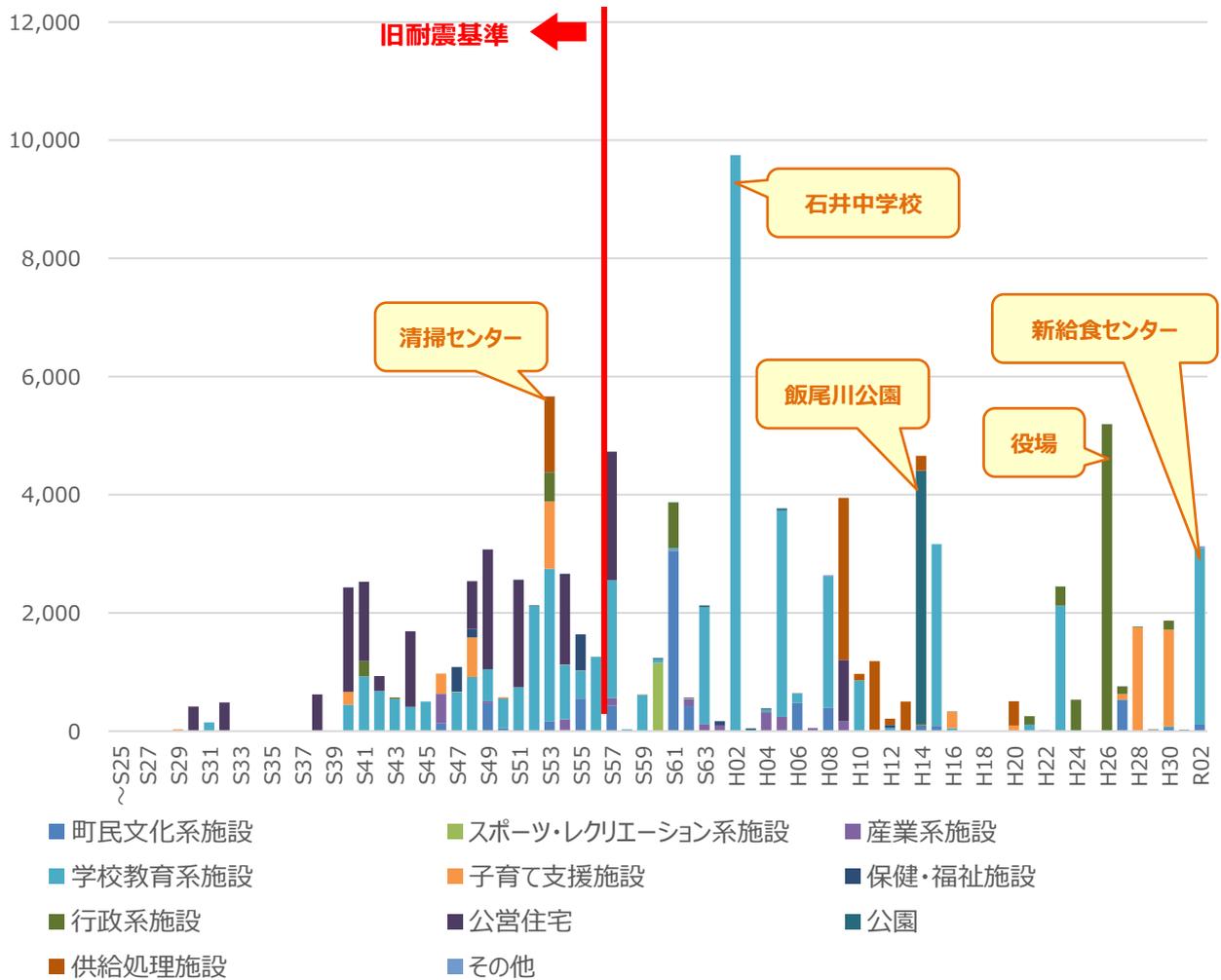
² 令和3年3月31日時点における固定資産台帳（総務省：地方公会計制度）を基準とする。

年度別整備延床面積

旧耐震基準（1981年以前）	新耐震基準（1982年以降）	ハコモノ総延床面積
34,512 m ² 35.7%	62,131 m ² 64.3%	96,643 m ²

縦軸：延床面積（m²）

横軸：年度



上図は、本町が現在保有しているハコモノの建築年次ごとの延床面積を表しています。これより、昭和40年代から50年代にかけて集中して建築してきたことがわかります。中でも、昭和56（1981）年以前の旧耐震基準で建築したものの割合が35.7%にのびます。なお、平成に入って以降も整備を続けてきました。平成2年の石井中学校、同14年の飯尾川公園（OKいしいパーク四銀いしいドームとその周辺整備）、同26年の役場新庁舎、そして、令和2年には新給食センターが整備されました。

役場新庁舎や学校については耐震化を満たしているものの、なかには、建築後40年以上経過しているものもあります。今後、除却や建替え、補修といった検討が課題となります。また、新耐震基準以降に建てられた施設に関しても、建築後30年以上経過しているものもあり、大規模改修が必要な時期を迎えているものもあります。

■ 建物系公共施設保有量（延床面積）の推移 ■

平成 27 年度末（平成 28 年 3 月 31 日）時点の建物系公共施設保有量との比較は以下のとおりとなっています。

施設分類		H27 末	R2 末		増減 (㎡) < 減は△ >
		延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		
1	町民文化系施設	7,333.80	7,097.20	→	△236.60
2	スポーツ・レクリエーション系施設	1,154.00	1,154.00	→	0.00
3	産業系施設	1,991.20	1,991.20	→	0.00
4	学校教育系施設	40,985.10	43,954.60	→	2,969.50
5	子育て支援系施設	5,071.70	6,375.60	→	1,303.90
6	保健・福祉施設	1,547.90	1,332.40	→	△215.50
7	行政系施設	7,914.80	8,044.70	→	129.90
8	公営住宅	15,879.20	15,559.60	→	△319.60
9	公園	4,454.00	4,486.70	→	32.70
10	供給処理施設	6,566.80	6,566.80	→	0.00
11	その他	41.90	79.90	→	38.00
合計		92,940.40	96,642.70	→	3,702.30

※小数点第 2 位で四捨五入を行っています。

平成 27 年度末と令和 2 年度末時点と比較して、本町の建物系公共施設保有量は約 3,287 ㎡の増加となり、比率で表すと、4.0%の増加となりました。

増加の要因として主なものは、「石井西地区幼保連携施設（H28 年度）」、「石井幼稚園（H30 年度）」、「新給食センター（R2 年度）」の整備が挙げられます。

また、減少した主なものとしては、「高原住宅団地（H28 年度）」「旧公民館藍畑分館（H28 年度）」、「旧高原幼稚園（H29 年度）」、「旧高原保育所（H29 年度）」、「石井保育所（H30 年度）」、「老人憩の家（H30 年度）」、「中央住宅団地の一部（R1 年度）」、「藍畑住宅団地（R1 年度）」、「石井東住宅団地の一部（R2 年度）」が挙げられます。

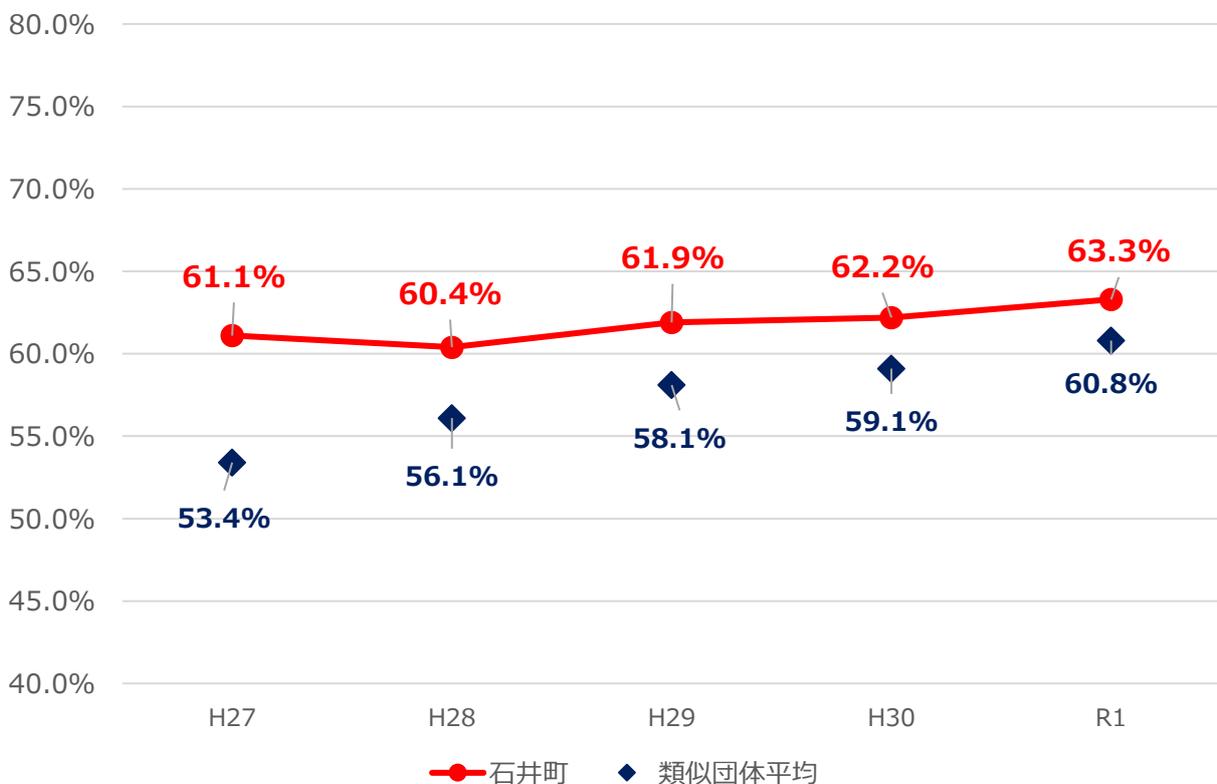
■ 有形固定資産減価償却率³の推移 ■

地方公会計における固定資産台帳に掲載している有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合です。この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができ、公共施設の再編等を行う際に参考となる指標です。

ここでは、当該比率について、本町と類似団体平均を比較します。なお、類似団体の数値は、総務省の各年度で回答のあった団体に関するものを使用しています。

本町の令和元年度の有形固定資産減価償却率は 63.3%で、類似団体の平均値と比較して 2.5%高い値となっています。これは、新しく整備した施設等に対して、減価償却（老朽化）が進んだ施設等を多く保有していることが挙げられます。施設の老朽化が進んでいるものであり、将来の公共施設等の修繕や更新等に係る財政負担を軽減するため、本計画や各種個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、今後は、公共施設等の集約化・複合化を進めるなどにより、施設保有量の適正化に取り組む必要があります。

ただし、長寿命化対策を行った場合などの効果が、この比率に反映されるものではないため留意が必要です。また、施設の老朽度合いや危険性など直接示すものではありません。



³ 総務省：令和元年度財政状況資料集より

●インフラ

道路及び橋りょう

種別		延長 (m)	面積 (㎡)
道路	町道	363,442	1,323,735
	農道	58	180
	林道	1,188	4,752
橋りょう		2,675	13,829

水道事業

事業	管径	延長 (m)
水道事業	送水管 φ 500mm 未満	7,078.00
	配水管 φ 50mm 以下	84,363.20
	配水管 φ 75mm 以下	38,576.63
	配水管 φ 100mm 以下	28,227.72
	配水管 φ 150mm 以下	24,484.70
	配水管 φ 200mm 以下	6,876.40
	配水管 φ 250mm 以下	1,429.00
	配水管 φ 300mm 以下	3,734.00
	配水管 φ 400mm 以下	8,254.27
	配水管 φ 500mm 以下	1,788.00
	配水管 φ 600mm 以下	286.00

水道事業の建築物

事業	本町の主な施設	延床面積 (㎡)
水道事業	事務所、配水池	1,254.24

その他

種別	総貯水量 (㎡)
ため池	57,700

2 試算条件

現在本町が保有している公共施設等（ハコモノ・インフラ）を今後も保有し続け、耐用年数経過後に現在と同じ規模で建替え・更新を行うこととした場合に、今後 40 年間で必要となる費用の推計を行います。費用算定には、公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 を使用しています。

以下に、試算条件と更新単価を示します。

●試算条件

更新費用の推計額

事業費ベースでの計算とする。

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。

計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。

延床面積×更新単価

更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

大規模改修単価

建替えの 6 割と想定し、この想定単価を設定する。

耐用年数

標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとする。

日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より。

大規模改修

建設後 30 年で行うものとする。

地域格差

地域格差は考慮しないものとする。

経過年数が 31 年以上 50 年までのもの

今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

経過年数が 51 年以上のもの

建替え時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建替えるものとして計算する。

耐用年数が超過しているもの

今後 10 年間で均等に更新するものとして計算する。

建替え期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替え期間を 3 年間として計算する。

修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を 2 年間として計算する。

●更新単価

ハコモノ

施設類型	大規模改修	建替え	施設類型	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²	保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²	行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レク系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²	公営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²	公園	17 万円/m ²	33 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²	供給処理施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²	その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

インフラ

施設類型	更新年数	更新単価	施設類型	更新年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/m ²	上水道	40 年	9.7~15.8 万円/m
橋りょう	60 年	42.5~50.0 万円/m ²			

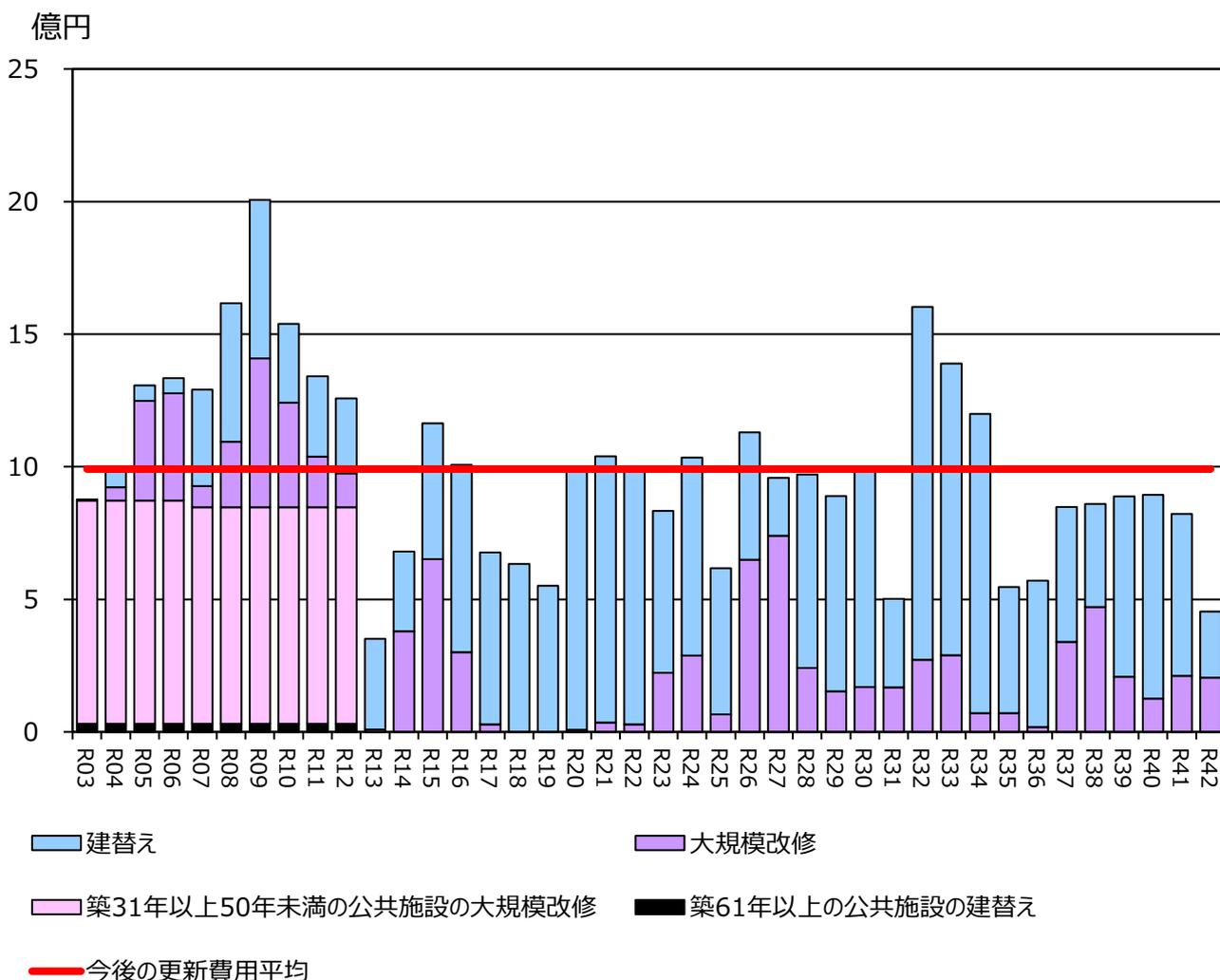
3 ハコモノの将来更新費用推計

以下は、ハコモノ（建物系公共施設）の今後40年間の更新費用推計を示しています。

本町が保有するハコモノについて、現状規模のまま、先述した試算条件で算定した結果、建替えや大規模改修を行った場合、令和42年度までに約396.5億円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年約9.9億円かかる試算となりました。

一定期間に更新が集中しているといった偏りを排し、均等に半分するといった平準化や、町財政との兼ね合いが重要になります。この推計結果より、本町ではすでに公共施設の大規模改修の時期に差し掛かっています。令和16年度以降は、建替えによる多額の費用の発生が見込まれています。

40年間の更新費用総額	396.5億円
年度更新費用（平均額）の試算	9.91億円

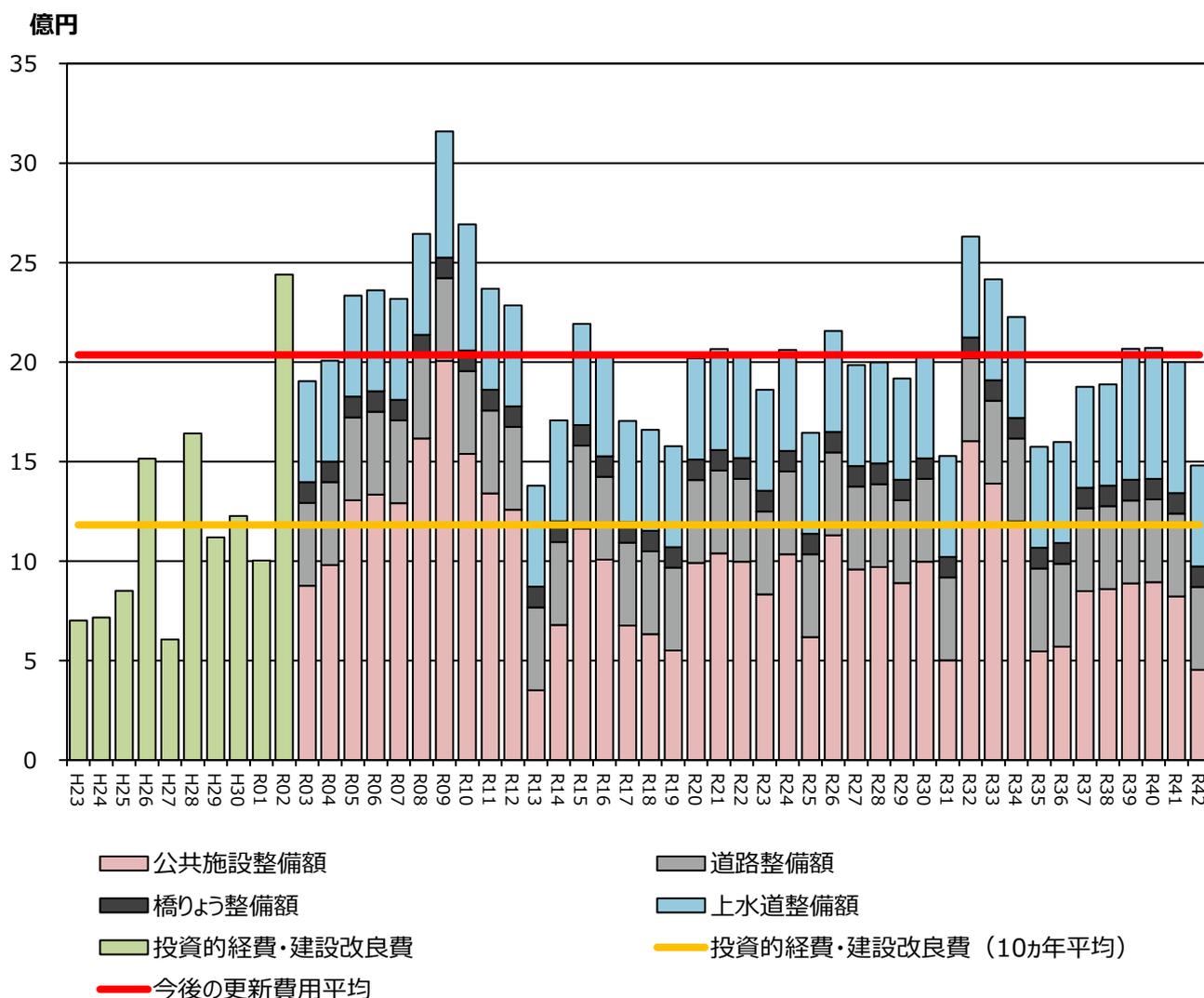


4 ハコモノ+インフラの将来更新費用推計

以下は、前頁で示したハコモノに加え、インフラ（道路、橋りょう、上水道事業施設）を含むすべての公共施設の将来の更新費用を推計したものです。当該施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、令和42年度までに814.3億円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年約20.4億円かかる試算となりました。過去10ヵ年の投資的経費および建設改良費の平均額が約11.8億円であることから、約1.7倍になります。

これらの費用の平準化や削減が今後の課題となります。中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取組み、将来にわたっての一定の目途をつける必要があります。

40年間の更新費用総額	814.3億円
年度更新費用（平均額）の試算	20.4億円
投資的経費・建設改良費（10ヵ年平均）	11.8億円



第4章

公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

1 基本方針について

公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針は、次のとおり示します。

●ハコモノ

基本方針 1 公共施設の建替えの際は、複合化・多機能化を進める。

基本方針 2 施設の長寿命化や適切な管理によって、コストの圧縮を図る。

基本方針 3 人口状況に沿った施設総量を維持する。

基本方針 4 老朽化が著しい並びに利用頻度の低い施設は、複合化・集約化・除却等を検討していく。

●インフラ

基本方針 1 長寿命化や適切な維持保全により、整備・維持管理にかかるコストの圧縮を図る。

基本方針 2 住民のニーズをきめ細かく把握することで、サービスの質を高める。

上記の内容を踏まえ、町全体の公共施設等の総量抑制、施設の維持管理・運営方法の見直し、資産の有効活用等、公共施設等に関する将来的な財政負担を軽減するための取組みを積極的に進めます。公共施設等は一度整備すると、長年にわたり世代を超えて使い続けることとなる一方、住民の皆さまのニーズは時代とともに変化します。公共施設等を、時代に適合させ、多くの住民の皆さまに効果的に活用してもらうための取組みを進めます。

なお、インフラは、住民の生活や生活基盤を支えていく上で必要不可欠なものです。したがって、ハコモノと同様に総量を抑制することが、マネジメント方針として適切だとは言いきれません。加えて、住民の生活向上や災害対策に関する意識は年々高まっています。資産の更新や補修時により品質の高い設備が求められています。結果的に総量が増加したり、維持管理のコストが増大したりすることが無いように努めていきます。

2 維持管理方針

① 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、公共サービスを提供する場であり、住民の皆さまの様々な活動を支える場として機能することが原則です。適切な管理には点検・診断の実施が欠かせません。施設の点検・診断は原則、全施設を対象に、定期的な目視等による劣化診断を実施し、施設等の利用状況、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、施設の老朽化及び利用状況等による評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約の場合、実施している保守・点検・整備が委託契約どおりに実施されているかどうか、確実に報告を受け、実態を把握します。また、消防法等による法定点検以外の日常点検についても、内容や公表方法を精査・検討の上、点検結果の情報開示を推進します。以下に評価項目の例を示します。

点検・診断の評価方法(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考)

評価項目		内容
安全性	① 安全性	敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
	② 耐久性	建物部位（構造・外装等）の耐久性・劣化状況
	③ 耐用性	経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
	④ 保全性	維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
	⑤ 適法性	建築法規、消防法、条例
機能性	⑥ 不具合性	施設各部位（構造・仕上・付帯設備・建築設備）の不具合性
	⑦ 快適性	施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
	⑧ 情報管理の妥当性	情報収集、情報管理、情報利活用
環境性	⑨ 環境負荷性	施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去等）
社会性	⑩ 社会性	地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
	⑪ 顧客満足度	顧客満足度、職員満足度
	⑫ 施設充足率	地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
	⑬ 供給水準の適正性	供給数量適正性（敷地面積、建物面積等）
	⑭ 施設利用度	施設利用率、空室率
経済性	⑮ 体制・組織の妥当性	統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
	⑯ 点検・保守・改修コストの適正性	点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
	⑰ 運用コストの適正性・平準化	運用費、水道光熱費
	⑱ ライフサイクルコストの適正性	ライフサイクルコスト

② 統合や廃止の推進方針

【保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針】

統合や廃止の検討にあたっては、将来の人口見通しや行政コスト削減を勘案し、施設の総量や配置の最適化を図ります。しかし、公共施設等の統合や廃止は、住民サービスの水準低下が伴う可能性があります。それを最小限にするために、種々の公共施設コンパクト化の施策について、住民合意の可能性を検討する必要があるとあり、本町の施設の統廃合や遊休施設の活用は、住民、議会等と協議しながら検討していくこととします。

その際、既存の施設体系の役割に縛られることなく、今後その地域に何が必要なのかを自由に発想していくことについても考慮します。また、危険性の高い施設や老朽化等により、供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出し、施設を診断することで、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階により評価します。評価方法は施設のハード面だけでなく、ソフト面からも診断を行っていきます。以下に診断項目の例を示します。

統合・廃止への診断項目(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考)

診断結果	取組の方向性	
	ハード面	ソフト面
継続使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期修繕計画の策定 ・ 計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的かつ効率的な運用を検討 ・ それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期修繕計画の策定 ・ 計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕を実施 ・ 建替更新時の規模縮小の検討 ・ 多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・ PPP/PFI の活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・ 利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・ 運用の合理化を検討
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設廃止後は、建物解体 ・ 施設廃止に伴う跡地は原則売却 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似施設への統合を検討 ・ 他施設との複合化を検討 ・ 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

さらに、管理運営手法についても、より一層の一元化や効率化を進めるとともに、結果的に遊休の施設や土地が生じた場合は、転用をはじめとする有効活用や除却、処分について、スピード感を持って実施します。また、除却を行う場合は、地方債の特例措置を有効的に活用していくこととします。なお、各類型における施設の統廃合、除却等の具体的な方針については、各個別施設計画で定め、その都度、明確に提示していきます。

■ 官民連携手法について ■

国は、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要であると、地方公共団体が「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）を定めました。この指針の趣旨は、公共施設等の整備等に当たり、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、貴重な税金を効率的かつ効果的に使用することが大きな課題となっていることから、公共施設等の整備等に当たっては、まずは PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを優先的に検討するよう人口 20 万人以上の地方公共団体に対して要請を行ったものです。

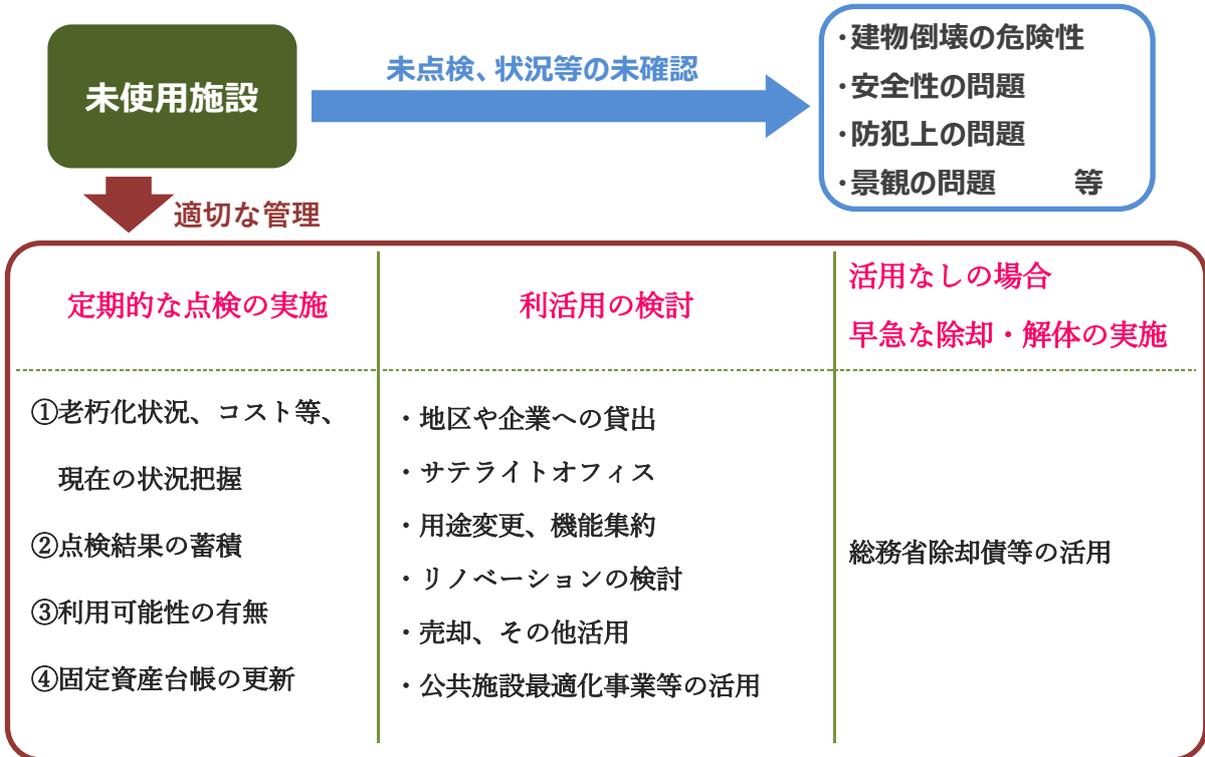
ただし、この重要性は、すべての地方公共団体について変わることはないため、本町のような人口 20 万人未満の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましいものとしています。

官民連携手法	事業方式等
PPP Public Private Partnership	官民連携または公民連携と呼ばれる。PPP は官民連携の包括的な概念で民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの整備手法に分かれる。以下に示す PFI、指定管理者制度、包括的業務委託も PPP の手法の一つに位置づけられる。
PFI Private Finance Initiative	民間資金による社会資本整備。民間の資金やノウハウを活用した社会資本整備手法であり、次に示すような幾つかの事業方式がある。 ① BTO (Build Transfer Operate) 方式：施設の整備を民間が行い、施設整備後は所有権を行政へ移転し、民間が維持管理運営を行う。 ② BOT (Build Operate Transfer) 方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行い、事業終了後に所有権を行政に移転する。 ③ BOO (Build Own Operate) 方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行う。 ④ コンセッション方式：施設の所有権は行政が保有し、長期にわたって運営権を民間に提供することで民間事業者が施設の維持管理運営を行う。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を民間企業や NPO に包括的に代行させる制度である。
包括的業務委託	地方公団体が行政責任を果たす上で、必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間(個人も含む)に委託することで公共施設を運営する。

官民連携事業を導入するメリットは、行政と民間で適切なリスク分担が行えること、民間の資金調達やノウハウを活用することで、低廉かつ質の高い行政サービスの提供、それに伴う行政の財政負担の軽減、地域事業者の参画による地域経済の活性化があげられます。本町においても、公共施設等に対し、多額の更新費用が推計されています。従来の官主導の事業から脱却し、幅広く効果的な公共施設等の維持管理・更新に向けて、官民連携手法を積極的に検討していきます。

(参考)

◆未使用施設における点検・利活用等の検討イメージ



◆公共施設最適化事業等の概要

公共施設最適化事業等の概要			
	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	<p>公民館A (延床面積:200) 公民館B (延床面積:200)</p>	<p>廃止 集約化後施設 (延床面積:350)</p>	既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する
複合化事業	<p>保育所 (延床面積:200) 高齢者施設 (延床面積:200)</p>	<p>廃止 複合施設 (延床面積:350)</p>	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
転用事業	<p>学校</p>	<p>高齢者施設</p>	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する

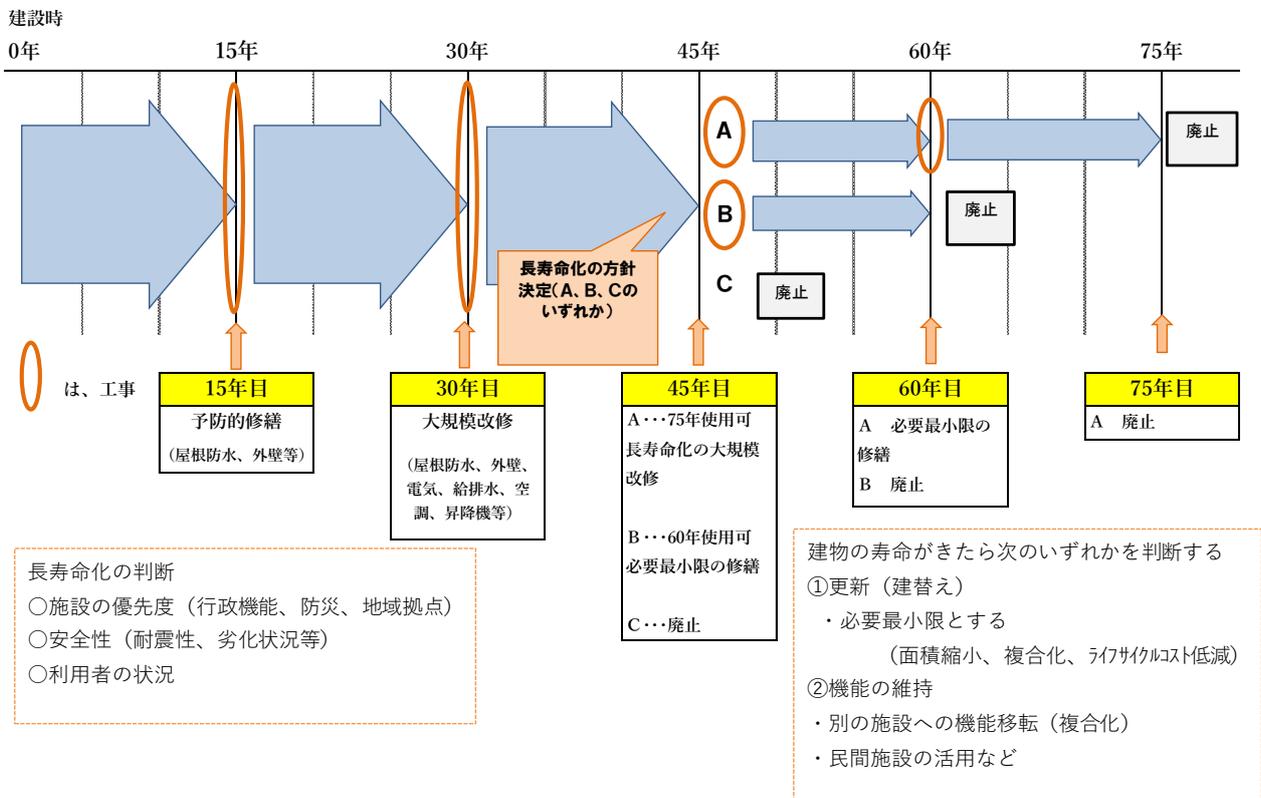
(総務省 HP より)

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

全対象施設において点検・診断を実施することによって、修繕等の必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実行します。また、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、今後の点検・診断・予防保全等に活用するという、メンテナンスサイクルを施設類型ごとに構築していくこととします。

今後、住民生活に必要性が認められる施設については、修繕・更新の機会をとらえて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能付加、用途変更や複合化・集約化を図っていきます。一方で、必要性が認められない施設については、廃止・除却を進めることとします。中長期的な視点に立って、長寿命化及びコストの縮減と年度間のコストの平準化を推進していきます。

施設の維持・更新の流れ（イメージ）



④ 安全確保の実施方針

利用者や施設周辺の住民等の安全を確保するため、日常の点検・診断等により、高度の危険性が認められた公共施設等または老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等に対しては、本計画や個別施設計画に基づき、スピード感をもって、修繕等の安全対策や除却等を推進していきます。継続利用の際も、安全を脅かす損傷等を発見した際には速やかに修復を行います。安全に考慮した素材の採用や、安全が回復するまでの利用制限等も合わせて実施します。次の頁にて、評価項目の例を示します。

安全確保の評価方法(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考)

評価項目			内容	
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	経過年数の割合 (%)
			耐用年数 (償却)	法定耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	構造耐用年数と築年との差
			外壁・屋根耐久性	外壁屋根耐用年数と改修年との差
			付属設備耐久性	設備耐用年数と改修年との差
	不具合	構造の不具合	基礎・躯体	沈下・亀裂・欠損の状況
			土台	腐食、欠損の状況
			柱・梁、壁、床等	亀裂、脱落、腐食、欠損、ゆるみの状況
		外部仕上げの不具合	屋根	排水良否、雑草有無、防水層膨れの状況
			外壁・屋根	剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	腐朽、ゆるみ、シーリングの状況
		内部仕上げの不具合	天井	たるみ、亀裂、剥落、落下の有無
			内壁	割れ、はがれ、変色の有無
			床	割れ、はがれ、変色の有無
		付帯設備の不具合	煙突、屋外階段	傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金具の状況
			広告塔、吊看板等	浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備の不具合	電気設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況			
安全性	敷地の安全性	自然災害回避性	地震、土砂、浸水災害	液状化、警戒区域、危険区域等の有無
		敷地安全対応策	地盤安定性	地盤沈下、地盤崩壊、湿潤地域の有無
			緊急自動車接近	道路幅員
			地盤調査結果	軟弱地盤、盛土、埋立地の有無
	建物の安全性	構造安全性	基礎の安全性	安全要件の満足度
		地震安全性	建築年	1981年6月以前
			耐震補強	有無
			免震、制震	有無
	対落雷安全性	避雷針	有無	
	火災の安全性	耐火、避難、消火安全性	延焼防止、避難経路確保、消火活動・経路確保	防火性能、避難路の状況、防火設備の状況
	生活環境の安全性	空気質安全性	空気質安全性の確保	ホルムアルデヒド・トルエン等の状況
		水質安全性	水質検査	有無
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	落下物防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト、PCB、フロン・ハロン対策	排除状況
公害防止性	日照・通風障害、電波障害、外構の維持	防止要件の満足度、保全要件の満足度		

⑤ 耐震化及び国土強靱化の実施方針

本町では、一部の既存建築物について耐震補強を行っています。耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物については、必要に応じ明確にしていきます。

さらには、南海トラフ巨大地震・大規模水害・土砂災害及び、同時かつ連続的に発生する複合災害への的確な対応を図ると共に、県や近隣市町村と連携を図りつつ、国の定める国土強靱化に資する公共施設等の耐震化を推進していきます。

⑥ 長寿命化の実施方針

公共施設等の長寿命化には、適切な時期の維持管理・改修を実施し、適正な保全を行い、可能な範囲で計画的に長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減することに努めます。また、インフラについては、原則的にそのほとんどを継続的に利用していきます。同じ素材・工法で整備した資産等においては、適切な維持管理・点検等を実施することで、耐用年数をより長くすることができます。設計段階の構成、現場作業に加え、運営管理の作業を連動させて、より効果的な長寿命化を目指していきます。

各公共施設等は、耐用年数まで安全に使用できるよう、予防保全の考え方を導入し、財政負担の軽減及び平準化を図ります。なお、各公共施設等の長寿命化等の具体的な対応・方針については、各個別施設計画において取り決めていきます。

⑦ 広域連携・民間活力の利用について

公共サービスの提供には、一つの自治体で全ての整備・管理を行うことに留まらず、国や県をはじめ、周辺自治体との施設相互利用を行うといった広域連携の検討が推奨されています。これまで各自治体で整備してきた施設のうち、同様の機能を有する施設を周辺自治体で共同利用することで、稼働率の向上、施設数や維持管理コストの抑制が期待されるからです。また、災害時の避難場所・経路の迅速な対応にも周辺自治体との連携は欠かせません。人命を守るといった観点からも、広域連携の在り方を進めていきます。

また、民間活力を活用した官民連携、地元の自治会との連携も検討していきます。

⑧ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）における、ユニバーサルデザインの街づくりについての考え方を参考に、ユニバーサルデザインの対応が必要な施設について、優先度や対応スケジュールについて検討します。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

民間活用が可能な施設は、指定管理者や包括的民間委託等を検討します。また、インフラ管理における技術者の育成において、関連市町が共同で実施する技術研修等に積極的に参加するなどスキルを高めます。

⑩ 脱炭素社会に向けた取り組み

公共施設等においても省エネや再エネ利用、脱炭素化の推進、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方を示すグリーンインフラなど、世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進していきます。また、SDG s の理念を踏まえ、町民、事業者、団体等の多様な連携を図りながら、経済、社会、環境の三側面をつなぐ統合的取組み等、本計画における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等の取組みを通じて、持続可能なまちづくりの実現を目指していきます。SDG s とは、先進国を含む国際社会全体の 17 の目標と 169 のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」を理念とした共通目標です。本計画に関連する目標は以下の通りです。



⑪ PDCA サイクルの推進方針

総合発展計画の見直し及び、総合計画における基本計画の見直しに際し、本計画を参考にして、公共施設マネジメントの強化を図ります。本計画の計画期間後は、速やかに改訂を行い、計画内容の遂行状況や、今後の対策を検討すると共に、町長へ報告します。改訂の結果は、町のホームページ等で公表します。

なお、所管課毎に策定された個別施設計画（長寿命化計画等）に関しても、計画期間後は、速やかに改訂を行います。これらの情報は、全庁的な基本方針・目標を見直す際の根拠情報として活用します。公共施設等マネジメントを行うには、減価償却費や人件費等を含めた公共建築物の維持管理に関する費用に加え、利用・効果に関する状況等のデータについても、的確に把握・分析をする必要があります。現在、情報管理や共有方策について、本町では地方公会計制度（総務省）に則り、これまで各課で保有していた公共施設等の情報を一元的に管理していくシステムを導入しています。当システムの運用において、全庁的に整備データの共有を行い、減価償却や町財政の現状等の要素を鑑みながら、今後の公共施設等の管理方針を検討していきます。

⑫ 公共施設等の総量に関する目標の設定

目標については、第4章の4「ハコモノ+インフラの将来更新費用推計」で示したとおり、現時点における更新費用（大規模改修や建替え）の見通しは、令和42年度までに814.3億円となり、年平均20.4億円にもなります。過去10年間の平均的な投資額が11.8億円になることから、差は8.6億円（1.7倍）になります。ただし、この費用をもって、公共施設等の総量を縮減するのは、安定した行政サービスを勘案すると現実的ではありません。

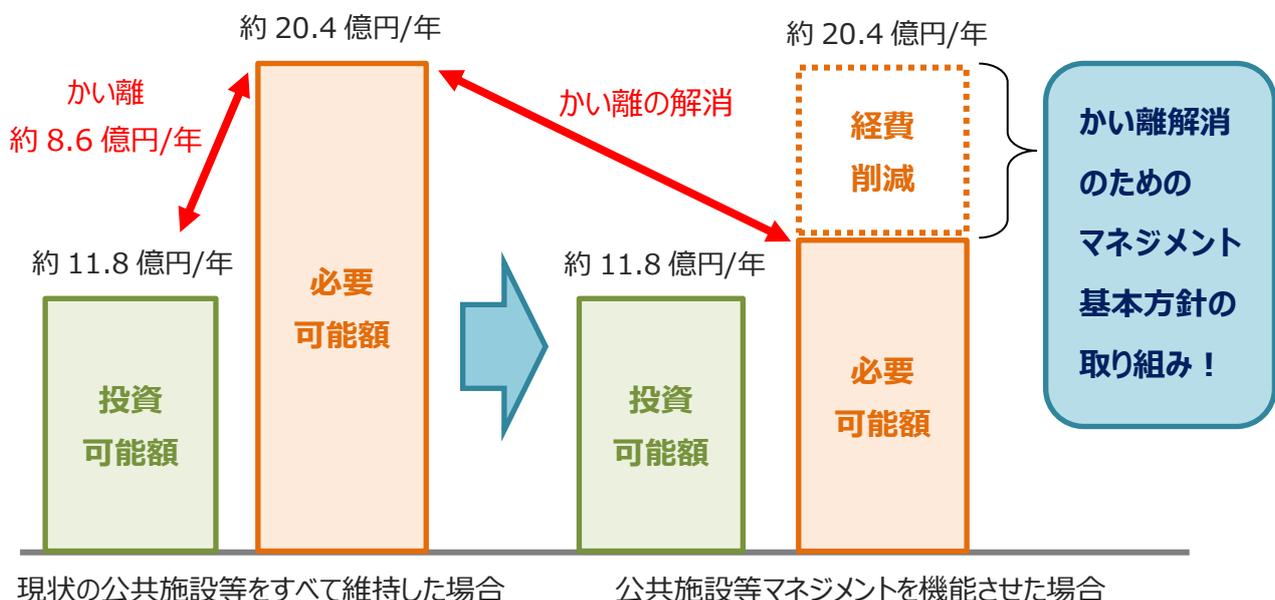
このことを踏まえ、本町では、公共施設等の総量に関する目標は、財政的なかい離とサービス水準の維持におき、以下に示す【公共施設等マネジメントの基本方針】を実施して、目標の達成状況を段階的にマネジメントします。

■ 公共施設等マネジメントの基本方針への取り組み ■

公共施設等マネジメントの基本方針について、それぞれ対策を定めて取り組み、その実施結果をフィードバックします。

1. 新たな機能を有する公共建築物の整備抑制
2. 公共建築物保有量の段階的縮減
3. 公共建築物の機能に着目した統廃合や再配置の実施
4. 公共施設等の有効活用
5. 公共施設等のライフサイクルコストの最適化
6. 町民とともに実施する持続可能な公共施設等のマネジメント

■ 実施結果の財政面からの検証（イメージ図） ■



3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

① 全庁的な取組体制

公共施設等の管理については、所管部署にて管理されており、必ずしも管理に関する情報が全庁的に共有されていないのが現状です。本計画策定の主眼は、適切な維持管理に加え、公共施設等の更新や維持補修費に係る財政負担の軽減・平準化に置いています。そのため、財政状況や人口構造、社会情勢を鑑み、所管部署との密接な情報共有が重要になってきます。

そのため、本計画は常に財政計画との整合性が必要となることから、本計画を所掌する財政課が中心となり、かつ、各公共施設等の所管部署と既存の庁内会議を随時活用しつつ、効果的で効率的な推進体制づくりを行います。これは、今後のフォローアップ時にも、計画の確実な実行に向けた進行管理を行います。

② 公共施設等の情報一元化

【資産台帳の整備・活用】

平成30年3月末までの統一的な基準による財務書類作成に合わせて、制度改革の中核をなす資産台帳整備を進めています。資産台帳整備によって、取得価額や耐用年数等のデータを網羅的に把握し、資産の取得から除売却に至るまでの経緯を管理します。これによって公共施設等の維持管理・修繕・更新等にかかる経費を試算していきます。

加えて、公共施設等の維持管理にかかる費用状況、修繕や改修履歴などの建物状況、稼働率などの利用状況のデータを一元的・経年的に管理・蓄積していくことで、将来的な中長期修繕計画や施設評価への活用を検討します。

【計画実現体制の構築】

情報を一元化し可視化することで、従来の縦割りによる施設ごとの管理状況から全体を俯瞰的に捉えることのできる環境を構築し、資産台帳の整備と活用を地方公会計制度の適用と合わせて全庁的に取組むなど、計画推進に必要な組織体制の構築も目指します。

4 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

本町の公共施設等の中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みについては、策定済みの各種個別施設計画の実施計画等を基に以下のように見込みをたてました。

今後10年間に長寿命化対策等を実現した場合は、約85.1億円（年平均約8.5億円）となり、耐用年数経過時に単純更新した場合と比べて約155.7億円の経費削減が見込まれる試算です。

なお、長寿命化とは、劣化や不具合が生じてから措置を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全」を行い、建築物の使用年数を延長させることを目指すものです。

■ 財源の見込み ■

財源の見込みに関しては、下表の現在要している経費（過去10ヵ年の投資実績〈決算統計H23～R2〉の平均額：維持補修費、投資的経費及び建設改良費）を上限に考えていきます。なお、地方債や、有利な交付金及び補助金等も活用すると同時に、更新が集中する時期に備え、必要に応じて、公共施設整備基金を積み立てるものとします。

■ 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み ■

【令和3年度から10年間】

(百万円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去10年平均)
普通 会計	建築物(a)	1,264	3,306	680	5,250	13,520	-8,270	981
	インフラ施設(b)	374	2,028	0	2,402	5,225	-2,823	310
	計(a+b)	1,638	5,334	680	7,652	18,745	-11,093	1,291
公営企業 会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	284	0	571	855	5,327	-4,472	67
	計(c+d)	284	0	571	855	5,327	-4,472	67
建築物計(a+c)		1,264	3,306	680	5,250	13,520	-8,270	981
インフラ施設計(b+d)		658	2,028	571	3,257	10,552	-7,295	377
合計(a+b+c+d)		1,922	5,334	1,251	8,507	24,072	-15,565	1,358

今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みをまとめると以下のようになります。

【経費削減額の見込み】

更新合計 (④)	単純更新費用 (⑤)	経費削減額 (④ - ⑤)	現在 要している経費
10 年間更新費用：約 85.1 億円	約 240.7 億円	約 -155.7 億円	約 13.6 億円
年 平 均：約 8.5 億円			

【現在要している経費との比較】

(百万円)

		長寿命化対策を実施した 場合の 1 年あたりの平均	現在要している経費 (過去 10 カ年平均)	比率
普通会計	構築物	525.0	981.0	0.54 倍
	インフラ	240.2	310.0	0.77 倍
公営事業会計	構築物	0.0	0.0	- 倍
	インフラ	85.5	67.0	1.28 倍
合計		850.7	1,358.0	0.63 倍

「長寿命化対策を実施した場合の 1 年あたりの平均」と「現在要している経費（過去 10 カ年平均）」を比較した結果、普通会計の構築物で 0.54 倍、インフラで 0.77 倍となりました。なお、公営事業会計のインフラ（水道事業）では 1.28 倍となり、現在要している経費以上の整備費用を要する形となりました。限りある財源を有効に活用して、維持管理・更新等に対応していきます。

〈 **【今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み】**における参考資料〉

- ① …… 普通会計 …… 決算統計（H23～R2）より、各年度における維持修繕費（20 表）の平均額
公営企業会計：歳入歳出決算書（H23～R2）より、各年度における修繕料の平均額
- ②及び③ …… 各種計画書（以下参照）
 - 石井町学校施設長寿命化計画
 - 石井町公営住宅等長寿命化計画
 - 中央公民館個別施設計画算定業務長寿命化計画
 - 石井町公共施設個別施設計画
 - 石井町橋梁長寿命化修繕計画
 - 石井町都市公園長寿命化計画
 - 石井町水道事業経営戦略
- ⑤ …… 将来更新費用推計（15 頁参照）

第5章

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

最後に、各施設類型において、施設管理に関する基本的な方針（今後の取組み方針及びその内容等）を提示します。第4章で述べた方針に加え、情報管理・共有の実施方針と、計画推進体制の構築方針を合わせて、今後の把握・分析に利用していきます。

また以下に、対象となる公共施設等を再掲載します。

	施設分類		本町の主な施設例
ハコモノ	①	町民文化系施設	集会施設（公民館、集会所）
			文化施設（公会堂）
	②	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設（体育館等）
	③	産業系施設	産業系施設（農業構造改善センター）
	④	学校教育系施設	小学校、中学校
			その他教育施設（給食センター）
	⑤	子育て支援施設	幼稚園、保育所
			児童施設（学童保育所）
	⑥	保健・福祉施設	高齢者福祉施設（老人福祉センター）
			保健施設（保健センター）
			その他施設（隣保館）
⑦	行政系施設	庁舎等（役場）	
		消防施設（消防団詰所）	
		その他行政系施設（水防倉庫）	
⑧	公営住宅	町営住宅 教職員住宅 小集落地区改良住宅	
⑨	公園	公園（いしいドーム、公園便所等）	
⑩	供給処理施設	供給処理施設（清掃センター等）	
⑪	その他	その他	
インフラ	⑫	道路、橋りょう、その他	道路、橋りょう、ため池
	⑬	水道事業施設	水道管、事務所、配水池

1 ハコモノ

① 町民文化系施設

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
集会施設				
石井町防災センター	集会所	西覚円 1282 番地の 1 地先	H8	393.93
公民館石井分館	本館	石井 431 番地の 3	H6	479.09
尼寺教育センター	本館	尼寺 53 番地の 3	S46	132.49
	自転車置場		S49	8.40
	炊事場		S53	29.88
中央公民館	本館	石井 480 番地の 1	S61	2,920.87
	自転車置場			9.00
公民館浦庄分館	本館	下浦 602 番地の 1	S57	400.00
	自転車置場			9.90
	倉庫・物置		H30	6.21
上南集会所	集会所	上浦 662 番地の 7	H14	101.08
公民館高原分館	本館	東高原 223 番地の 1	S49	331.24
	自転車置場		S50	4.50
	倉庫		S57	24.30
平島教育センター	本館	西高原 549 番地の 24	S49	132.50
	自転車置場		S51	28.00
公民館藍畑分館	本館	東覚円 671 番地 1	H27	530.27
	倉庫・物置		H30	50.71
竜王集会所	集会所	竜王 52 番地の 100	S61	116.64
高畑西集会所	集会所	高畑 1155 番地の 1	H15	89.49
公民館高川原分館	本館	高川原 1276 番地	S55	522.74
	物置			12.80
	自転車置場			11.60
高川原教育センター	本館	高川原 130 番地の 1	S53	141.22
	自転車置場		S54	15.96
高川原南教育センター	本館	高川原 653 番地の 1	S62	190.27
上東集会所	集会所	上浦 483 番地	R2	111.63
文化施設				
森ノ下公会堂	本館	桜間 305 番地の 1	S50	50.78
	物置		S56	3.07
	物置		H2	9.53
高川原公会堂	本館	高川原 653 番地の 1	S62	229.05

	今後の取組み方針及びその内容等
方針	<p>【集会施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石井町防災センターは、施設の状態に応じて整備や改修を行い、現状を維持する。 ● 中央公民館は、今後、大規模改修(長寿命化対策)を予定している。 ● 公民館各分館（石井、浦庄、高原、藍畑、高川原）は、現状維持とする。 ● 各教育センター（尼寺、平島、高川原、高川原南）及び、各集会所（上南、竜王、高畑西、上東）は、施設の状態に応じて整備を行い、現状維持・用途変更を検討する。 <p>【文化施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高川原公会堂、森ノ下公会堂は、施設の利用状況に応じて統廃合、用途変更を検討する。
内容	<p>【集会施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石井町防災センターは、定期的に劣化状況等の点検を行い、必要な整備や改修を行うことにより、施設の安全確保及び長寿命化を図る。 ● 中央公民館は、令和元年度に大規模改修(長寿命化対策)の基本設計を実施、令和4年度に実施設計を予定している。令和5年度から令和6年度にかけて大規模改修(長寿命化対策)工事を予定している。 ● 公民館各分館においては、非構造部材の耐震対策およびLED化が必要だと捉えている。 ● 高川原南教育センターについては、現状を維持する。尼寺教育センター、平島教育センター、高川原教育センターについては、老朽化の進行度や利用状況を考慮しながら、他施設との統廃合または用途変更を検討する。 <p>【文化施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森ノ下公会堂については、老朽化の進行度や利用状況を考慮しながら、他施設との統廃合または用途変更を検討する。高川原公会堂については、現状を維持する。
耐震化状況	<p>【集会施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石井町防災センターは、平成8年竣工であり、新耐震基準を満たしている。 ● 中央公民館及び各公民館分館については、耐震強度を満たしている。 ● 高川原南教育センターについては、昭和62年度建築の新耐震基準である。尼寺教育センターについては、昭和46年建築の旧耐震基準であるが、耐震診断により耐震性能ありとなっている。平島教育センター、高川原教育センターについては、旧耐震基準であり、耐震診断未実施である。 ● 集会所の中では、竜王集会所が昭和61年度の建築年で最も古いものの、すべての施設において新耐震基準で建設されている。 <p>【文化施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森ノ下公会堂については、昭和50年度建築の旧耐震基準であり、耐震診断未実施である。高川原公会堂については、昭和62年建築の新耐震基準である。
過去の実績	<p>【集会施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石井町防災センターは、令和3年度に屋上防水改修工事を実施した。 ● 公民館高原分館は、平成25年度に耐震化工事を実施した。 ● 公民館高川原分館は、平成26年度に耐震化工事を実施した。 ● 高川原南教育センターについては、令和2年度に外壁防水工事を実施した。 ● 令和2年度に上東集会所新築工事が竣工し、新たな集会所が建築された <p>【文化施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高川原公会堂については、令和2年度に外壁防水工事をしている。

② スポーツ・レクリエーション系施設

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積(m ²)
スポーツ施設				
前山公園体育館	本館	城ノ内 923 番地	S60	1,139.88
	物置		S61	2.57
竜王テニスコート	更衣室等	竜王 52 番地の 4	S60	11.52

今後の取組み方針及びその内容等	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 前山公園体育館は、現状維持の為に継続して補修を行う。 ● 竜王テニスコートは、将来的に廃止を行い、前山公園テニスコートへ統合する。 ● 石井町都市公園長寿命化計画に基づき計画的に維持管理を行う。ただし、ライフサイクルコストを踏まえ、更新等の費用を抑制する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 前山公園体育館は、長寿命化計画に基づき、毎年の定期点検を行う。また、各種設備以外については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認しながら補修等を行い長寿命化を図る。 ● 竜王テニスコートは、現状で利用可能な時期まで利用したのち、前山公園テニスコートへ統合し、廃止を行う。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 前山公園体育館は、竣工年度昭和 60 年(新耐震基準)。



石井町中央公民館（町民文化系施設）



前山公園体育館（スポーツ・レクリエーション系施設）

③ 産業系施設

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
産業系施設				
尼寺共同作業所	作業所	尼寺 147 番地の 7	S57	120.00
	便所			1.87
	倉庫			3.57
重松農業構造改善センター	集会所	重松 235 番地の 4	H4	200.26
下浦東農業構造改善センター	集会所	下浦 915 番地	H9	122.71
大万農業構造改善センター	集会所	大万 137 番地の 1	H4	122.27
平島農機具倉庫	農機具倉庫	平島 14 番地の 1	S49	33.28
			S61	16.20
関農業構造改善センター	集会所	関 357 番地の 1	S62	122.74
高畑東農業構造改善センター	集会所	高畑 436 番地の 5	S63	122.27
農業研修センター	本館	高川原 66 番地の 5	S46	499.96
	ボイラー室		S55	6.00
	北側倉庫		H9	49.68
高川原共同作業所	作業所	高川原 602 番地の 4	S54	180.00
	便所			2.30
高川原農機具保管庫	格納庫	高川原 194 番地の 1	H1	93.78
	格納庫		H7	54.00
南島農業構造改善センター	集会所	南島 627 番地	H5	122.84
加茂野農業構造改善センター	集会所	加茂野 145 番地	H5	117.50

	今後の取組み方針及びその内容等
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 石井町農業研修センター及び各農業構造改善センターは、現状を維持する。 ● 共同作業所及び倉庫は、現状を維持する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 石井町農業研修センターは、平成 26 年度に耐震診断を終え、農業の振興に供する施設として、維持管理・運営を継続する。 ● 各農業構造改善センターは、農村集落のコミュニティの場として、地元の方に管理を委託し、老朽化に応じ修繕し、現状を維持する。 ● 共同作業所及び倉庫は、老朽化や必要性・利用頻度に応じ修繕し、現状を維持する。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 石井町農業研修センターは、平成 26 年度に耐震診断を終えている。診断結果としては、倒壊または崩壊する危険性が低いとされている。
過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業構造改善センター及び共同作業所・倉庫は、必要性に応じ修繕している。(事後保全による修繕対応) ● 令和元年度 平島農機具倉庫 (シャッター修繕) ● 平成 4 年度 農業研修センター (大規模改修工事「外部」「内部」「設備」)

④ 学校教育系施設

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
学校				
石井小学校	校舎	石井 1184 番地の 1	S44	413.10
	校舎		S45	486.00
	屋内運動場		S47	662.61
	校舎		S48	914.04
	倉庫		S57	48.60
	水泳付属舎			79.55
	校舎		S59	480.97
	渡り廊下			49.60
	便所		S60	15.17
	倉庫		S63	24.84
	校舎		H15	3,075.00
石井小学校 (尼寺分校)	校舎	尼寺 71 番地	S31	131.23
	便所			14.26
	倉庫		S60	12.00
	水泳付属舎			8.70
浦庄小学校	屋内運動場	下浦 475 番地の 4	S43	540.00
	渡り廊下		S45	14.00
	校舎		S52	1,463.78
	給食室			111.00
	校舎			1,077.45
	ポンプ室		S53	3.25
	プロパン庫			3.38
	ボイラー庫			3.38
	倉庫			80.00
	便所		S54	10.00
	自転車置場			22.32
	更衣室		S55	40.50
	水泳観覧席		S60	12.50
高原小学校	校舎	東高原 250 番地の 1	S52	600.30
	水泳付属舎		S53	59.93
	倉庫		S61	36.00
	校舎		H5	2,537.30
	プロパン庫			12.32
	屋内運動場		H10	860.00

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
学校				
藍畑小学校	屋内運動場	東覚円 670 番地	S49	540.00
	校舎		S50	500.00
	給食室倉庫		S51	4.86
	倉庫		S52	40.50
	倉庫			9.72
	校舎		S53	369.00
	校舎			790.53
	自転車置場			18.00
	渡り廊下			51.92
	校舎		S54	684.48
	給食室			101.20
	給食室倉庫			7.50
	給食渡り廊下			10.00
	ポンプ室			7.00
	倉庫		S55	3.30
	倉庫		S56	48.60
	便所		S57	2.89
	水泳付属舎		S58	16.74
	校舎		H6	158.80
	倉庫		H30	8.49
高川原小学校	校舎	高川原 1167 番地	S40	397.66
	更衣室		S40	51.06
	物置		S41	38.51
	ポンプ室			3.84
	校舎			330.00
	水泳付属舎		S53	10.00
	校舎		S56	1,129.19
	物置			79.50
	校舎		S57	1,045.42
	渡り廊下			50.74
	自転車置場		S58	16.30
	灯油保管庫		S62	2.99
	屋内運動場		H5	941.16

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)	
学校					
石井中学校	水泳付属舎	高川原 125 番地の 1	S53	80.85	
	武道館		S55	425.00	
	屋内運動場		S63	1,946.85	
	校舎		H2	9,702.44	
	倉庫			5.41	
	倉庫			5.41	
	陶芸小屋			19.25	
	プロパン庫			6.00	
	国体用倉庫		H4	42.00	
	文化財倉庫		H21	109.28	
	文化財倉庫		H16	50.78	
	倉庫		H30	5.43	
	石井中学校 夜間照明施設		便所	S59	1.60
	高浦中学校		校舎	国実 100 番地	S41
校舎		S42	677.00		
校舎		S51	708.86		
配膳室		S57	40.00		
校舎		H8	1,638.60		
渡り廊下			23.29		
便所			80.00		
渡り廊下			17.98		
体育倉庫			39.03		
陶芸小屋			17.50		
プロパン庫			4.00		
部室			397.40		
自転車置場		H12	54.88		
屋内運動場		H23	2,114.00		
倉庫	H29	5.04			
高浦中学校 夜間照明施設	便所	S59	1.60		
	物置	S62	3.76		
その他教育施設					
学校給食センター (旧)	給食室	重松 196 番地の 3	S57	768.00	
	ボイラー室			11.36	
	プロパン庫			16.92	
	自転車置場			10.64	
	倉庫		S60	9.72	
	倉庫		H30	8.28	
学校給食センター	給食センター	東覚円 671 番地 8	R2	2,977.08	

今後の取組み方針及びその内容等	
方針	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 修繕等が必要な施設は、緊急性が高いものから優先的に実施する。 ● 改築等は、令和2年度に策定した石井町学校施設長寿命化計画に基づき実施する。 <p>【その他教育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化が進行していた学校給食センターは、令和2年度に新築移転を実施。旧給食センターについては、備品の撤去後、利活用について検討する。
内容	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の劣化状態を把握し、計画的に修繕等を行う。なお、事後保全だけでなく、部材や機器等の重要度に応じて、予防保全の導入を検討する。 ● 施設の改築等は、教職員・保護者・地域住民等の参画により、総合的に検討する。 <p>〈石井町学校施設長寿命化計画より、今後対策を講じる予定のもの（一部紹介）〉</p> <p>長寿命化工事・・・石井小（校舎・体育館）、浦庄小（校舎）、高原小（校舎）、高川原小（体育館）、藍畑小（校舎）、石井中（体育館）</p> <p>大規模改造・・・高原小（体育館）、高川原小（体育館）、藍畑小（体育館）</p> <p>【その他教育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旧給食センターについては、備品の撤去後、利活用について検討する。
耐震化状況	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旧耐震基準の鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建物については、耐震判断及び耐震化工事を実施し、文部科学省が定める学校施設の目標I s値0.7以上を満たしている。 <p>【その他教育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新給食センター、旧給食センターとも新耐震基準を満たしている。
過去の実績	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石井小学校 平成22年度耐震補強工事及び老朽化による大規模改修工事施工済 ● 浦庄小学校 平成24年度耐震補強工事及び老朽化による大規模改修工事施工済 ● 高川原小学校 平成19年度耐震補強工事及び老朽化による大規模改修工事施工済 ● 藍畑小学校 平成24年度耐震補強工事及び老朽化による大規模改修工事施工済 ● 石井中学校 平成24年度耐震補強工事及び老朽化による大規模改修工事施工済 ● 高浦中学校 平成23年度耐震補強工事施工済 ● 浦庄小学校 令和3年度給食室改修工事施工済 ● 藍畑小学校 令和3年度給食室改修工事施工済 <p>【その他教育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年1月18日に新学校給食センター竣工、令和3年4月より新給食センターから給食の提供を開始したことで、給食の単独整備（調理）校の解消を実現した。

⑤ 子育て支援施設

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
幼稚園・保育所				
石井幼稚園	園舎	石井 1165 番地 2	H30	1269.11
	倉庫	石井 1168 番地 1		21.07
	倉庫			21.07
	倉庫			13.18
	倉庫			33.98
石井幼稚園 (尼寺分園)	園舎	尼寺 71 番地	S29	34.17
	園舎		S50	14.25
	倉庫		S50	6.25
	灯油保管庫		S62	2.47
浦庄幼稚園	園舎	下浦 481 番地の 1	S40	215.07
	園舎		S47	8.90
	園舎		S48	198.63
	自転車置場		S53	16.17
	灯油保管庫		S62	2.47
	倉庫		H11	21.28
藍畑幼稚園	園舎	東覚円 670 番地	S46	343.00
	倉庫		S49	4.97
	灯油保管庫		S62	2.47
	倉庫		H16	13.25
高川原幼稚園	園舎	高川原 1258 番地	S48	470.33
	物置		S54	8.00
	灯油保管庫		S62	2.47
	配膳室		H23	9.90
	倉庫		H29	9.27



石井中学校（学校教育系施設）



石井幼稚園（子育て支援施設）

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
幼稚園・保育所				
浦庄保育所	保育所	国実 115 番地の 1	S53	630.00
	物置			6.38
	自転車置場			2.81
	便所		S55	4.80
	倉庫		H30	1.69
高川原保育所	保育所	高川原 202 番地の 1	S53	482.41
	物置		S59	4.35
	物置		H11	5.02
石井西地区幼保連携施設 〈高原保育所・高原幼稚園〉	幼保連携施設	西高原 214 番地 1	H28	1,748.83
	倉庫・物置			4.87
	倉庫・物置		H29	9.26
児童施設				
石井学童保育所	学童保育所	石井 1214 番地 5	H16	264.00
	学童保育所		H30	125.94
高原学童保育所	学童保育所	東高原 252 番地 1	H30	150.00
高川原学童保育所	学童保育所	高川原 1161 番地	H20	97.49
			H27	96.00



石井小学校（学校教育系施設）



石井西地区幼保連携施設（子育て支援施設）

今後の取組み方針及びその内容等	
方針	<p>【幼稚園・保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全5園の幼稚園を存続し、老朽化している園舎の建替えを検討している。なお、改築等は、令和2年度に策定した石井町学校施設長寿命化計画に基づき実施する。 ● 保育所の改築等は、老朽化の状況や今後の社会情勢などを考慮して検討する。 ● 老朽化している保育所の整備については、今後の児童数等を見据えて検討を進める。 <p>【児童施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 独立した施設がある石井・高原・高川原地区については、各学童保育所の機能を維持する。
内容	<p>【幼稚園・保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浦庄・藍畑・高川原幼稚園の建替えについては、今後検討を進めていく。 ● 浦庄・高川原保育所については、劣化部分の修繕を実施する。 <p>【児童施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石井学童保育所、高原学童保育所及び高川原学童保育所は、比較的新しい建築物であり、現在の機能を今後も維持する。なお、浦庄・藍畑地区の学童クラブは、各小学校の空き教室を活用しているが、需要増等も勘案しながら今後検討する。
耐震化状況	<p>【幼稚園・保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旧耐震基準の木造の幼稚園については、耐震判断を行い基準値に満たない建物は耐震化工事を実施済みである。 ● 浦庄保育所、高川原保育所については、耐震診断実施済み。 ● 石井西地区幼保連携施設については、平成28年度に新築。新耐震基準で建築。 <p>【児童施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 独立した学童施設は、新建築基準に対応した施設となっている。
過去の実績	<p>【幼稚園・保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高原保育所及び高原幼稚園は、高原小学校西側に、石井西地区幼保連携施設として、平成29年4月に開所・開園した。当施設は2階建てで、その1階部分が高原保育所、2階部分が高原幼稚園となる。 ● 石井保育所については、平成30年4月に閉所した。石井地区の保育所需要については、私立保育園が新たに開設されたので、それにより賄うことができる。 ● 石井幼稚園は、平成30年度新築工事を実施した。 <p>【児童施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高原学童保育所は、平成30年度に新しく設置した。 ● 石井学童保育所は、平成30年度に増築工事を行い、翌年度から運営を開始した。

⑥ 保健・福祉施設

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
高齢者福祉施設				
尼寺老人ルーム	本館	尼寺 98 番地の 1	S55	100.00
高川原老人ルーム	本館	高川原 466 番地の 2	S48	144.40
			H1	75.00
	自転車置場		S52	12.35
保健施設				
保健センター	本館	石井 380 番地の 11	S55	498.97
	自転車置場			14.40
その他施設				
隣保館 〈高川原福祉会館〉	本館	高川原 666 番地の 1	S47	276.00
	集会所			115.20
	廊下			20.00
	相撲倉庫		H4	21.35
	多目的利用		H12	49.50
	自転車置場		H16	5.22



保健センター（保健・福祉施設）



隣保館〈高川原福祉会館〉（保健・福祉施設）

今後の取組み方針及びその内容等	
方針	<p>【高齢者福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 老人ルームは、当面現状を維持するが、老朽化や使用頻度等を考慮し今後検討する。方針として高川原老人ルームは見直し施設とする。尼寺老人ルームは廃止施設の検討を行っている。 <p>【保健施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健センターは、現状を維持する。 <p>【その他施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 隣保館（高川原福祉会館）は、現状維持とする。
内容	<p>【高齢者福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高川原老人ルームは、今後も利用を続けるためには雨漏り等の修繕が必要であるが、建物の構造的な問題があり、これまでも何度か修繕を行ってきたが修復は難しい。当地において道路拡張等の機会があり、地元消防団詰所の移転の必要性が生じた際に施設を複合化し、地域住民が災害時の一時避難所として利用出来る集会所機能を持たせ、これに老人ルーム機能も集約させることが望ましいのではないかと考察する。 ● 尼寺老人ルームは利用者がいない状態で数年が経過し、令和3年現在、電気、水道、浄化槽維持も休止している。今後は、施設を廃止、撤去し、利用者のある隣接の尼寺教育センターの駐車場への転用が望ましいのではないかと考察する。 <p>【保健施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健センターは、計画的に点検及び修繕を実施し、安全性の確保を図る。 <p>【その他施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 隣保館（高川原福祉会館）は、平成27年度に耐震改修を実施しているが、南側外壁に亀裂があるため、外壁の修繕の必要がある。
耐震化状況	<p>【高齢者福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで、修繕等の対応は行ってきたが、新たな耐震化の対策は行っていない。 <p>【保健施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健センターは、平成21年度に実施した耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判定されている。 <p>【その他施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 隣保館（高川原福祉会館）は、昭和48年竣工の旧耐震基準の施設であるが、平成27年度に耐震改修を実施している。
過去の実績	<p>【高齢者福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高川原老人ルームは、雨漏り修繕工事等（複数回）を実施してきた。 <p>【その他施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 隣保館（高川原福祉会館）は、昭和48年竣工の旧耐震基準の施設であるが、平成11年に多目的室を増築するとともに、本館と集会室の改修工事を実施し、平成27年度に耐震改修を実施している。

⑦ 行政系施設

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)	
庁舎等					
石井町役場	庁舎分室	高川原 120 番地の 6	S61	660.00	
	渡り廊下	高川原 121 番地の 1		107.02	
	庁舎		H26	4,703.44	
消防施設					
名西消防組合石井消防署	庁舎	高川原 66 番地の 8	S53	483.66	
石井分団第 2 部詰所	消防団詰所兼一時避難所	石井 958 番地 12	H24	126.00	
石井分団第 3 部詰所	消防団詰所	石井 431 番地の 2	S43	30.19	
石井分団第 6 部詰所	消防団詰所 兼一時避難所	石井 2480 番地 3	H24	72.00	
石井分団第 7 部詰所		白鳥 554-5	H21	142.50	
浦庄分団第 1 部詰所		大万 122 番地 8	H24	118.83	
浦庄分団第 2 部詰所		上浦 649 番地 1	H26	108.30	
浦庄分団第 3 部詰所		諏訪 943 番地 8	H26	126.00	
藍畑分団第 3 部詰所		西覚円 1392 番地 3	H30	154.00	
藍畑分団第 4 部詰所		第十 123 番地 1	H27	130.00	
藍畑分団第 5 部詰所		高畑 1852 番地 1	H26	126.70	
藍畑分団第 6 部詰所		西覚円 966 番地 1	H26	129.50	
藍畑分団第 7 部詰所		東覚円 483 番地 2	H24	215.01	
高川原分団第 3 部詰所		南島 477 番地先	H23	72.90	
その他行政系施設					
石井町 地域防災交流センター		地域防災交流センター	石井 365 番地 1	H23	251.90
		備蓄用倉庫		H28	8.92
西覚円水防倉庫	水防倉庫	西覚円 1237 番地	S41	38.57	
東覚円水防倉庫	水防倉庫	東覚円藍畑小学校内	S41	38.75	
平島水防倉庫	水防倉庫	平島 400 番地 12	H14	24.00	
(旧) 青少年補導センター	事務室	高川原 82 番地の 12	S41	101.34	
	居宅			58.21	
	車庫			9.67	
	ポンプ場			7.29	

今後の取組み方針及びその内容等	
方針	<p>【庁舎等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎は、現状を維持する。 <p>【消防施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防本部、石井消防署庁舎（名西消防組合）は、建築から43年が経過し老朽化、狭隘化していることから、施設の状況に応じて小規模修繕等を行うと共に、現敷地を含め建替場所の選定を行い計画的に進めていく。 ● 各分団詰所については、老朽化の激しいものは、建替等について検討を行う。 <p>【その他行政系施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災交流センター及び各水防倉庫（西覚円、東覚円、平島）は現状維持とする。 ● （旧）青少年補導センターは、代替施設が見つかり次第、取り壊しを実施する。
内容	<p>【庁舎等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎は、現在の管理・運営を継続し、省エネ対策等により維持コストの削減に努める。 <p>【消防施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防本部、石井消防署庁舎については、老朽化が著しく建替を検討する。現状の業務を継続しながら内水氾濫を考慮し、かさ上げした敷地への建替を検討し、庁舎の主要部分、車両の一部については2階以上に配置するなど内水氾濫等に備える。また、災害発生時の受援活動を考慮し敷地面積、建築場所を検討するとともに、災害発生時に電力の確保、物資の備蓄、通信手段の確保など業務継続を考慮した設備、施設を計画する。 ● 石井分団第3部詰所については老朽化が著しく、建替・移転等について検討を行う。 <p>【その他行政系施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災交流センターは、定期的に劣化状況等の点検を行い、必要な整備や改修を行うことにより施設の安全確保及び長寿命化を図る。 ● 水防倉庫については、現状維持に努める。 ● （旧）青少年補導センターは、代替施設を検討していくが、現在保管している石井町史及びその編纂資料や、文書系文化財及び資料の保管スペースの確保にも留意していく。



石井町役場（行政系施設）



名西消防組合石井消防署（行政系施設）

今後の取組み方針及びその内容等	
耐震化 状況	<p>【庁舎等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎、分室ともに新耐震基準を満たしている。 <p>【消防施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防本部、石井消防署庁舎は平成 23 年度に耐震化工事を実施したものの、躯体、床面のクラックが目立つ。 ● 石井分団第 3 部詰所については、診断未実施。その他の詰所は、新耐震基準で建設されている。 <p>【その他行政系施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災交流センター及び各水防倉庫は、新耐震基準で建設されている。
過去の 実績	<p>【庁舎等】</p> <p>〈庁舎〉</p> <p>平成 26 年度：建築 平成 29 年度：庁舎特別応接室改修工事、庁舎飛散防止フィルム設置工事、 庁舎 2 階特別応接室及びサーバー室エアコン整備工事 令和元年度：女子更衣室移設工事、庁舎シャワー室設置工事、 庁舎改修工事（区画整理等）、修繕工事等 令和 2 年度：庁舎入退室管理・勤怠管理機器設置工事、庁舎防犯カメラ設置工事、 庁舎床改修工事</p> <p>〈分室〉</p> <p>昭和 61 年度：建築 平成 27 年度：庁舎分室改修工事（防水・木工・建具・塗装・内装工事、空調及び電気設備工事） 全面的な修繕 平成 30 年度：浄化槽設置工事 令和 2 年度：分室トイレ改修工事</p> <p>【消防施設】</p> <p>平成 23 年度：消防本部、石井消防署庁舎耐震化工事</p>



石井分団第 7 部詰所（行政系施設）



石井町地域防災交流センター（行政系施設）

⑧ 公営住宅

施設名称	建物名称	所在地	建築 年度	延床面積 (㎡)
公営住宅				
中央住宅団地 (石井)	住宅	石井 14 番地の 1	S38	619.31
			S40	589.38
中央住宅団地 (高川原)	住宅	高川原 146 番地 1	S41	1,342.44
			S42	253.58
石井北住宅団地	住宅	石井 28 番地の 7	S30	415.80
北石井住宅団地	住宅	石井 331 番地の 1	S48	808.69
	物置等		S49	8.24
石井東住宅団地	住宅	石井 561 番地の 1	S32	415.80
城ノ内住宅団地	住宅	城ノ内 157 番地の 1	S44	1,277.72
	ガス貯蔵庫		S60	8.18
石井駅北団地	小集落住宅	石井 348 番地の 2	S49	690.53
尼寺西団地	小集落住宅	尼寺 261 番地の 2	S49	555.70
尼寺東団地	小集落住宅	尼寺 245 番地の 1	S49	200.68
教職員住宅	住宅	城ノ内 336 番地の 1	S40	1,113.80
	物置			64.30
平島団地	改良住宅 (小集落)	西高原 549 番地の 3	H9	975.69
	物置			60.00
中央北住宅団地 (西棟)	住宅	高川原 144 番地の 1	S51	1,029.42
	物置			59.53
中央北住宅団地 (東棟)	住宅			686.28
	物置			39.60
高川原中住宅団地	住宅	高川原 201 番地の 1	S49	145.80
桜間森ノ下住宅団地	住宅	桜間 305 番地の 1	S49	194.40
池東西団地	小集落住宅	高川原 198 番地の 1	S54	1,530.00
	簡易トイレ		S62	1.62
高川原住宅団地	住宅	高川原 211 番地の 2	S32	69.30
農協東団地	小集落住宅	高川原 211 番地の 2	S49	115.09
高川原東住宅団地	小集落住宅	高川原 504 番地の 20	S57	321.23
	物置			13.20
隣保館西団地	小集落住宅	高川原 633 番地の 2	S49	115.09
高川原東団地	小集落住宅	高川原 685 番地の 1	S57	1,766.63
	物置			72.60

今後の取組み方針及びその内容等	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 町営住宅は、これまでどおり長寿命化住宅（改修等実施したもの）以外は、除却対象とし、民間賃貸住宅への移転も視野に入れ、入居者の退去を円滑に進める方法を検討する。 ● 改良住宅については、明確な方針を定めていなかったが、令和 4 年度に、改良住宅における長寿命化計画を国庫補助を活用して策定する予定となっており、公営住宅同様に長寿命化工事等を実施していく。 ● 教職員住宅は、施設の状態に応じて整備や改修等を行い、現状を維持する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 町営住宅については、石井町公営住宅等長寿命化計画に基づき、令和 4 年度に北石井住宅団地耐震化及び長寿命化改修工事を行う予定である。 ● 町営住宅の除却対象住宅の入居者の移転に関しては、令和元年度より順次長寿命化住宅の空き室修繕を行っている。民間賃貸住宅への移転等も視野に入れ検討している。 ● 改良住宅も老朽化が進んでおり、長寿命化または耐震化の必要性が高まっているため、上段（「方針」）で示したとおり、長寿命化計画等を策定して、国庫補助を活用して修繕等を実施していく。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 4 年度において、北石井住宅団地の耐震化及び長寿命化改修工事を実施しており、竣工後は、町営住宅 9 団地のうち、長寿命化対象の 3 団地が耐震化済みとなる。その他の除却対象住宅については、耐震診断未実施である。 ● 改良住宅については、令和 4 年度に策定予定の長寿命化計画を策定して、国庫補助を活用して修繕等を実施していく。
過去の実績	<p>平成 28 年度 中央北住宅団地（東棟・西棟）耐震補強及び長寿命化改修工事</p> <p>令和 2 年度 城ノ内住宅団地（北棟・南棟）長寿命化改修工事</p>



石井東住宅団地（公営住宅）



城ノ内住宅団地（公営住宅）

⑨ 公園

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
公園				
原児童公園	便所	石井 480 番地の 7	S54	7.20
前山公園	便所	石井 1525 番地の 1 外	S53	6.88
	便所		S62	7.20
	倉庫		S63	33.08
	倉庫		H3	50.00
	便所		S60	7.20
	東屋			10.39
	便所		H5	37.86
	便所		H28	5.17
	駐輪場		R1	9.90
	飯尾川公園 〈OK いしいパーク 四銀い しいドーム〉		温水プール	高川原 2116 番地の 3 外
トレーニング ジム		1,335.00		
機械室		126.00		
公衆便所		18.00		
便所		H29	9.64	
倉庫		R1	9.66	
第十農村公園便所	簡易トイレ	第十 60 番地の 1	S61	1.30
東覚円農村公園便所	便所	東覚円 119 番地	S57	1.92
桜間公園便所	便所	桜間 281 番地	S51	3.42
箕手農村公園便所	簡易トイレ	高川原 2375 番地	S59	1.92
見正寺農村公園便所	便所	高川原 261 番地	S57	1.92



飯尾川公園 〈四銀石井ドーム〉 (公園)



清掃センター (供給処理施設)

今後の取組み方針及びその内容等	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 石井町都市公園長寿命化計画に基づき計画的に維持管理を行う。ただし、ライフサイクルコストを踏まえ、更新等の費用を抑制する。 ● 各公園便所については、当面は現状維持とする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模施設を保有する前山公園、飯尾川公園は、定期的に点検を行い、きめ細かいメンテナンスにより長寿命化を図るとともに、維持管理コストの平準化を実現する。また更新を検討する際には、利用者の需要に合わせて計画する。 ● 令和4年度以降の具体的な内容として、以下を計画予定している。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和4年度：前山公園グラウンド照明更新工事（第2期工事）（長寿命化対策事業） ▶ 令和5年度：四銀いしいドーム大規模改修工事（長寿命化対策事業） ● 農村公園便所は、老朽化や必要性・利用頻度に応じ修繕し、現状を維持する。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 飯尾川公園（OK いしいパーク 四銀いしいドーム）新耐震基準で建設されている。
過去の実績	<p>〈前山公園〉</p> <p>財産登録：平成28年8月31日 トイレ設置工事 4,872,960円 便所 非木造（鉄筋コンクリート） 5.17㎡</p> <p>財産登録：令和2年1月20日 駐輪場設置 418,000円 駐輪場 非木造（鉄骨造） 9.90㎡</p> <p>〈飯尾川公園〉</p> <p>財産登録：平成30年3月30日 トイレ新設工事 6,130,080円 便所 非木造（軽量鉄骨造） 9.64㎡</p> <p>財産登録：令和元年11月25日 倉庫設置工事 792,000円 倉庫 非木造（鉄骨造） 9.66㎡</p> <p>令和元年度：石井町都市公園長寿命化計画策定調査業務（長寿命化対策事業）</p> <p>令和2年度：池田児童公園複合遊具設置工事（長寿命化対策事業） 原児童公園滑り台更新工事（長寿命化対策事業） 前山公園グラウンド照明設備更新設計業務（長寿命化対策事業）</p> <p>令和3年度：前山公園グラウンド照明更新工事（第1期工事）（長寿命化対策事業） 四銀いしいドーム温水プール館中央制御装置更新工事（長寿命化対策事業） 四銀いしいドーム大規模改修工事設計業務（長寿命化対策事業）</p>



飯尾川公園〈OK いしいパーク 四銀いしいドーム〉（公園）

⑩ 供給処理施設

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
供給処理施設				
清掃センター	焼却場	石井 3025 番地の 1	S53	1,081.80
	管理棟			205.30
	倉庫		H9	84.50
	控室・倉庫		H12	105.70
	灰固形化棟		H13	252.10
石井町 リサイクルセンター	本館	下浦 952 番地の 1	H9	407.04
	選別貯留棟			128.25
	倉庫		H10	110.00
	倉庫		H13	250.00
	圧縮梱包棟		H14	251.62
	作業場		H20	405.76
石井町 クリーンセンター	処理棟	高川原 2112 番地の 3	H9	1,605.62
	計量棟			44.57
	管理棟			469.18
一般廃棄物最終処分場	倉庫	下浦 1089 番地の 3	H6	5.43
一般廃棄物最終処分場 (上浦)	処理棟	上浦 841 番地の 1	H11	997.91
	車庫			162.04

今後の取組み方針及びその内容等	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃センター及びリサイクルセンターは、現状を維持しながら、広域での、ごみ処理施設整備を進める。 ● クリーンセンター及び最終処分場は、現状を維持する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設とも、修繕費用が平準化するよう、計画的な修繕を実施し、維持管理を継続する。 ● 清掃センター及びリサイクルセンターは、周辺自治体と連携し、広域での、ごみ処理施設整備を進める。 ● 最終処分場は、埋立て及び浸出水処理が終了するまで維持管理を継続し、閉鎖時には、民間委託や広域の施設の活用を検討する。 ● クリーンセンターは、安定した処理を長期に持続できるよう、処理能力の水準の確保を基本とした長寿命化を進める。
耐震化 状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃センターの焼却場及び管理棟は竣工年度が古いため、新耐震基準を満たしていない。 ● 各施設とも、耐震診断は未実施である。
過去の 実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設とも維持補修及び修繕工事を実施している。

⑪ その他

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
その他				
J R石井駅駐輪場	自転車置場	石井 351 番地 1	H22	17.11
阿麻名郡連事務所	事務所	吉野川市川島町 大字桑村字三軒屋	H8	24.75
田中家住宅解説広場	休憩所	高畑 692 番地の 1	R2	32.00
	トイレ			6.00

	今後の取組み方針及びその内容等
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状を維持する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● JR 石井駅駐輪場は、委託業務にて管理を行っており、引き続き施設の安全確保に努める。 ● 阿麻名郡連事務所の維持管理運営については、関連市町村（吉野川市、阿波市、神山町）と今後も協議していく。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● JR 石井駅駐輪場は、新耐震基準を満たしている。



田中家住宅解説広場（その他）



上東集会所（町民文化系施設）



学校給食センター（学校教育系施設）



水道課事務所（水道事業施設）

2 インフラ

⑫ 道路、橋りょう、その他

種別		延長 (m)	面積 (㎡)
道路	町道	363,442	1,323,735
	農道	58	180
	林道	1,188	4,752
橋りょう		2,675	13,829

種別	名称	総貯水量 (㎡)
ため池	曾我氏池	9,000
	童学寺池	21,700
	高良池	3,000
	東王子池	14,000
	原田池	10,000

今後の取組み方針及びその内容等	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状を維持する。ただし、長寿命化の推進とコストの最小化を図る。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路（農道、林道含む）については、現状を維持し、長寿命化を実施する。ただし、ライフサイクルコストを踏まえ、更新等の費用を抑制する。 ● 橋りょうについては、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化を実施する。 ● ため池については、適時点検を実施し、機能保全のための取り組みを進め、現状を維持する。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● ため池（曾我氏池、童学寺池）については、耐震診断実施済み。
過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ● ため池（東王子池、高良池）については、堰堤の草刈り業務実施。

⑬ 水道事業施設

施設名称	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)
水道事業施設				
水道課事務所	石井町水道課事務所	高川原 2111 番地の 4	H9	555.39
石井配水池	石井配水池< 3 拡 >	石井 2037 番地の 4	H9	698.85

管種	延長 (m)
送水管	7,078.00
配水管	198,019.92

今後の取組み方針及びその内容等	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 管路・施設ともに現状を維持する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 管路については、計画的・効率的な管路の維持管理を実施し、管路の健全性によっては耐用年数を超えて管路を使用することで、ライフサイクルコストの縮減を図る。創設時の管路が法定耐用年数を経過し、これ以降も増加傾向であり、修繕及び改良に多額の費用の発生が予想されるため、布設替え等の更新計画が立てられるまでの間は隔年で漏水調査を行い早期発見・早期修繕を行う。 ● 施設については、施設機能を保持できるよう、定期的な点検等により破損状況や劣化状況を把握し、優先順位を考慮しながら予防保全を前提とした計画的な修繕・更新を実施し、施設の長寿命化を図る。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 2 年度末で、基幹管路における耐震適合率は 15.0%、基幹構造物である配水池における耐震化率は 100%である。
過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 隔年での漏水調査を実施している。令和 2 年度探知実績は 59 ケ所となっている。 ● 平成 25 年度に、配水池に緊急遮断弁を設置した。 ● 令和 3 年度に、配水池の清掃・点検を実施した。

石井町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 発行
令和 4 年 3 月 改訂
(令和 4 年 12 月 一部改訂)

発画・編行：徳島県名西郡石井町財政課

〒779-3295

徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1

TEL 088-674-7501

FAX 088-675-1500